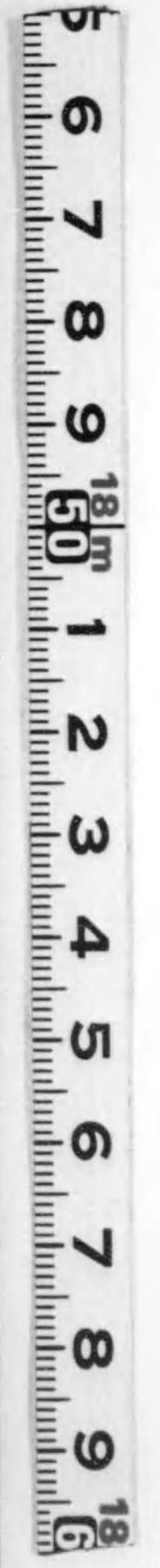


327
871



始



設立第十
五年記念
吉野信用組合
事業蹟

327-871

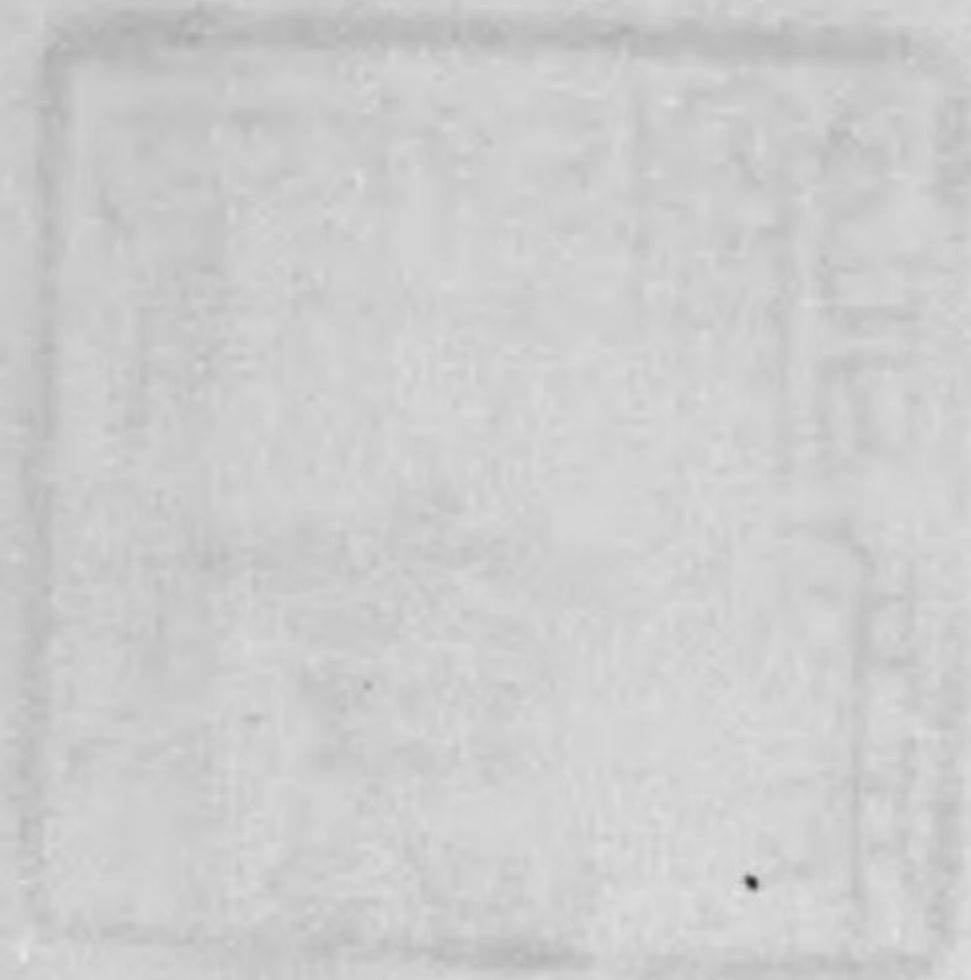


設立第十五周年紀念編輯

吉野信用組合事蹟

有限責任吉野信用組合

大正
5. 8. 30
内交



佐柳木縣知事閣下題字

此册木刻味率閣不觀字



郡内信用組合其數五十有七ヲ算ス蓋シ少ト爲サザルナリ而シテ其ノ最モ古キモノヲ吉野信用組合トス之ヲ創ムルノ人全村矢部君八彌ニシテ公私ノ推賞ヲ受クルコト十有餘回尙自ラ暇メテ息マス或ハ農桑ノ改良ニ或ハ教化ノ普及ニ拮据經營一日ノ緩怠ナレ然レモ亦信用組合ノ事細大躬自ラ其局ニ當ル誠ニ容易ニ得難キ勤勉ノ士ナリ

頃日一閑ヲ偷ミ一書ヲ編シ題シテ有限責任吉野信用組合事蹟ト云フ展ヒテ之レヲ見レハ筆ヲ中産階級ノ資産者減少シテ貧富ノ溝洫漸ク大ナラントスルヲ憂フルノ事ニ起シ之カ救濟ノ一日モ忽諸ニ附スヘカラザルヲ稱ヘ遂ニ白井靖氏小熊平衛氏等村内憂世ノ士ヲ誘ヒ信用組合ヲ興スノ事ニ至ル就中本組合設立以前ノ苦境ヲ説クニ至リテハ人ヲシテ身其境ニ在リテ共

ニ憂ヲ同フセシムルノ感アリ嗚呼已ニ組合ノ業ニ從フモノ之
ヲ讀マハ益々堅實ノ氣風ヲ養ヒ未ダ組合ノ業ニ從ハサルモノ
之ヲ讀マハ以テ農村開發ノ動機ヲ發見スルヲ得ヘシ語ニ曰ク
今夫一卷石之多及其廣大艸木生之禽獸居之ト顧フニ君ノ志ヲ
學ヒ今其業ヲ扶ケ後ニ其業ヲ繼クノ人君ト其心ヲ同フシ倦ム
コトナクンハ寶藏興リ貨財殖シ風教普ク到リ以テ君カ所期ニ
副ヒ有終ノ美ヲナサンコト予ノ深ク信シテ疑ハサル所ナリ今
ヤ組合ノ事業ハ年ト共ニ其殷盛ヲ極メ時會々十五週年ニ相當
シ斯書ノ刷行アリ編者ノ意ヲ寓スル所知ル可キナリ予亦其感
ヲ同フシテ一言ヲ序ス

大正五年五月念六日

千葉縣君津郡長從六位勳六等藤川信

表彰狀

千葉縣

有限責任吉野信用組合

其成績良好ナルヲ認メ
本會表彰規定ニ依リ
茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十二年四月八日

大日本產業組合中央會々頭法學博士平田東助

表彰狀

君津郡吉野村有限責任吉野信用組合

縣下ニ率先シテ產業組合ヲ組織シ區域數町
村ニ亘リテ多數ノ組合員ヲ糾合シ協同一致
資金ヲ融通シテ產業ノ發達ヲ圖リ貯蓄ヲ勵
行シテ勤儉ノ美風ヲ起シ又訓育ニ力ヲ致シ
テ風紀ヲ改善セル等其成績見ルヘキモノアリ
仍テ茲ニ金七拾圓ヲ授與ス今後尙一層ノ奮
勵ヲ以テ互ニ相戮力シ益其實績ヲ擧クヘシ

大正五年三月二十七日

千葉縣知事正五位勳四等佐柳藤太

毫揮下閣頭會田平會央中合組業產

毫揮下閣頭會副原松小會央中合組業產

毫揮殿長會支葉千足帆故會央中合組業產

西
道
順程另話

西
道
自強不息

西
道
一源三流

燕業聯合中央會平田會館閣不聯亭

燕業聯合中央會小松縣區會館閣不聯亭

燕業聯合中央會茨城縣支會具頸聯亭

第十五回設立記念會記念攝影

役員設立者及事務所



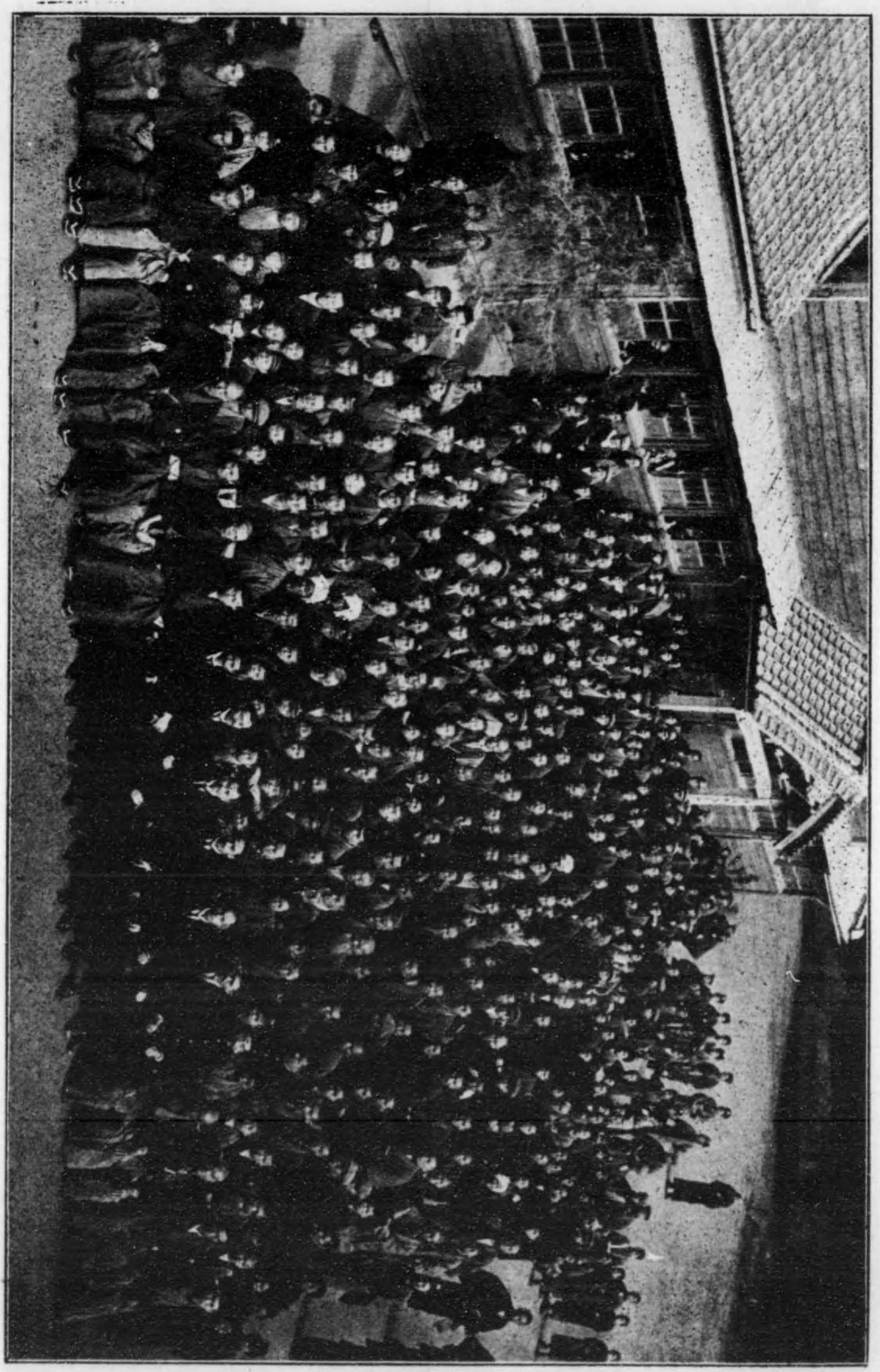
對員端立奉又事務視
第 十 五 回 端 立 會 議 會 議 會 議 會

第十五回通常總會記念撮影

藤川君津都長殿
菊山本經官房主事殿
田子内務書記官殿
左子農商務省囑托殿
上野中央報徳會主事殿

大隈中央聯合會主席張
 本千鳳聯合會書記張
 田千內聯合會書記張
 藤山本總管張
 藤川本書記張

第十回臨時總會紀念攝影



有限責任吉野信用組合事蹟

目次

第一章	緒言
第二章	設立以前の状況
第三章	設立事情及沿革
第一節	起原
第二節	協一組合
第三節	吉野信用組合
第四節	有限責任吉野信用組合
第四章	事業經營の方法
第一節	出資金
第二節	貸付金
第三節	貯金
第四節	利率の公差と剰餘金の處分

第五節 信用程度表の作成と貸付金最高限度
 第六節 組合觀念養成の施設
 第七節 諸帳簿と諸規定
 第八節 記念事業

第五章 設立後の状況

第一節 資金融通の狀態
 第二節 貯蓄思想の普及
 第三節 經濟上に及ぼせる影響
 第四節 風紀に關する影響
 第五節 組合員の享受せる利益

第六章 將來に對する希望

第七章 餘論

附録

- イ、組合員分布狀況
- ロ、累年業務一覽表
- ハ、積善救濟部累年成績一覽表

有責任吉野信用組合事績

第一章 緒言

方今の社會に於て尤も憂ふべき者の一としては國家の元氣を維持すへき中産階級者の減少にあるは識者の一致する所なれども此中産者の減退は甚た急速の形勢を示し貧富の懸隔は益々激甚の度を加へつゝあるは近時統計の立證する所なり此の恐るべきの趨勢は滔々として農村にまで瀰漫し農民困憊の狀態は茲に暴露して農村維持の聲となり漸次憂國者の注意を惹起するに至る此機に際して産業組合の制度は出現し殆ど社會の福音として傳道せられ至る所に凱歌を奏して無限の資源を生しつゝ今や經濟上に於ける價值を認むるのみならず徳義上に及ぼす効果の著しきを認められ社會改善の方法として時弊を救濟するの手段として何人も否認する能はざるのみならず最良の制度として有識者の等しく認むる所たることゝはなれり

二
顧みれば我組合の萌芽は明治二十七年に發して協一組合の實現となり更に擴張せられて吉野信用組合となり産業組合法の發布に遇ふて即現今の組織となれり此の間指を屈すれば已に廿有餘年に及ぶ而も其大半は蓋し今日の如く制度方法に於て社會政策上の緊要事業なりとの觀念が一般人士に認識せられざるの秋に屬し其創立は單に有志者の時弊に感して唱導する所に係り其の目的としては勤儉の風習を作興し産業の改善に資し以て經濟の發展と徳義の増進とを期せるものに外ならず其變遷を経て組合法により組織の改定せらるゝや専ら範を「ライフアイゼン」氏の方式に則れり然れども亦地方の狀況に鑒みて有限責任制を採り猶組合の資格には制限を附し出資の拂込は之れを貯蓄主義となし剩餘金を分配せすして(明治四十五年定款改正)悉く積立金となし役員は業務に對し連帶無限の責任を負ふものなるも無報酬主義を採り其經費の如き極めて僅少に外觀の美を避けて内容の充實を圖り自主自助の必要を唱へて共同相助の精神を鼓吹し貯金と貸付との利率の差額を定めて貧富の近接を謀り以て有無相通せしめ物權擔保に重きを置かずして専ら對人信用を重んじ以て信用の擴布を圖り資金の用途を察し低利を旨とし

利率の均一と公示とによりて細民の爲め資金の流通を滑かにし進んで下級社會の好侶伴を以て自ら任し拮据經營組合思想の普及に努力し幾多の波瀾曲折によりて業務聊か其緒に就き將さに自助自立の效果に因りて其基礎を得常に周圍の利率より低利なる資金の供給者たるの任を全ふするを得て直接に間接に社會を裨益するに至りたるを覺ゆるは設立者として窃に喜ぶ所なるのみならず殊に幸榮とする所なり今設立當時の事態と時勢の推移とを回想し現時の成績と社會の組合に對する觀念とに想到し來らば轉々感慨の念禁する能はざるものあるなり

第二章 設立以前の狀況

由來吉野村は古來より農業専門の土地なりと云ふを得へく維新後地租改正の結果によりて大に農家の經濟を改め來りたると自由平等てふ潮流の浸漸により生活の向上となり奢侈の襲來となり遂に中産者の數追々減少するの傾向となれり隨て隣保團結の美風も廢類し農家の寶庫として愛惜する土地にして他村人の所有に轉屬し或は擔保に供せらるゝもの少なからざるに至る殊に農業資金の如き

四
自營の資するものなく概ね他村に於ける商家に仰くの止むなきの状態なり而して此等の因習が恬として敢て顧みざるに至つては抑も農村としての一要素を欠くものにあらずや假りに一例を擧げんに農家の最も欠くへからざる肥料に於ける買入状態の如き先づ以て商家に就き代金の延期を乞ひ秋收の季を以て之れか支拂の約束なるは殆んど通常にして此れ獨り中産以下の者のみならず農家の多數は概ね皆然りとす故に肥料代價の如き殆ど商家の算するに任せ之れに充當する米價の如きも時機を得て販賣せんとするの觀念なきものゝ如く此間に處する商家の牙籌は將さに確然たるものあるなり之れに反して農家の境遇は其實不餓不凍の範圍に彷徨し偶々凶作に遭遇するや忽ち家計の權衡を失し資金支拂の餘力なく遂に負債の累積となり之れが爲め祖先傳來の土地をして賣却するの止むなきに至るもの比々皆然り願ふに農家の經濟は範圍狭少にして然も單純なる其狀蓋し忍びざるものあるなり況んや年一回の收穫物さへ市價を顧みるの遑なくして金融の爲め賣却せざるを得ざるが如きに於てをや常に薄利なる農家の利益は蓋し何れの方面に於てか發展し得へき斯る境遇に在りては農事改良の如き單に

虚名を街ふに止まるとのみ若し強て之れを行はんとすれば或は夫れ破産を強ふるに等しきの感なくんばあらず而も滔々として其勢を成し之れを救済するの途亦奈何ともなす能はずして殆ど衰頹に委するの外なかりし隨て農家の負債は詳細なる調査をなす能はさるも金利の高歩なりし等より類推して甚だ多額なりしを知り得へく資金の用途が舊債の償還に使用せらるゝの實狀を以てするも亦證するに足る想ふに改良事業の如き概して資力の伴ふものなるを以て單に風聲鶴唳の如く實行上遺憾の點多きは蓋し止むを得ざるの數なりしと謂ふべし又貯蓄獎勵としては郵便貯金の制あり沿く邊陲に及べる如きも人心は浮華に流れて着實を迂遠なりとする自然の潮流に阻せられ其餘澤を被らざるのみか華奢の風は將さに膏盲に入りて虚飾にのみ趨り勤儉貯蓄の如き此れか實行の機運は殆ど茫漠として其彼岸を認むるに困難なりしなり

第三章 設立事情及沿革

第一節 起 原

六
當時の狀態としては人心は虚榮心に驅られて實力奈何を顧みず一般浮華に流れて習ひ性をなし其因襲の久しき隣保團結の美風は破壊せられて我利孤獨の風に化し農家の利益は農民の數と共に一年一年と遞減せすんば止まざらんとす設立首唱者たる矢部八彌は親しく此渦中に生育し苦き經驗を嘗めつゝ具さに其禍根を察し心竊に期する所あり即農事改良の唱導せらるゝに際し卒先改良の先驅となり之れに従事すること多年而して衷心願みて思らく農事の改良は先づ農家經濟の改良にあるべく農家經濟の改良は先づ農民の風習を改善するにあるべくして隨て農業經濟の狀態をも改良すべく茲に始めて克く改良の實を擧ぐるに至るべし然るに之れが順序を誤まり其方法を求めずして所謂改良なるものを強行し却て禍根をして深く浸漸するに至るが如きあらば農村の維持は頗る困難に陥り容易に恢復の途なきのみならず又改良事業の如き殆ど不可能に歸せんとするの慮ありとなし先づ以て勤儉の風習を喚起し之れと同時に一面農家の資力を蓄積し以て自營の道を立つるの尤も急務なるべきことを悟了するに至れり於茲乎請ふ腕より始めよとの古言に倣ひ自己の郷里に於て協一組合の組織をなし率先範を

示し之れを經營するに至る此れ抑も組合設立の起原なりとす

第二節 協一組合

協一組合とは吉野村大字一色にあり全大字の區域により専ら風紀の矯正に重きを置き自然的惡習を打破すべく勤儉の良習を馴致し兼て勤儉貯蓄をなすを以て目的とせり今特に其部落に於ける當時の狀態より設立の事情を詳かにすべし大字一色は山間に介在する一小部落にして戸數僅かに七戸を有す維新の頃奢侈怠惰の渦中に投せられ土地の大半は他村人の所有に歸したりき此れ實に民力の疲弊其極に達したりとも云ふべきか地租改正の當時一時の機宜により時の當局者の果斷の處置を以て土地の買返しを行ひたるにより畧恢復して村民の有に歸屬せしも負債は更に一層の増加となれり於茲か大に節約の法を講し以て其滅却に努めたりしか畢竟一時の瀾縫に止まれるが如く周圍の事情と共に知らず識らずの内に虚飾の弊風を生し明治廿四五年の交には其土地にして或は他村人の所有に轉屬するあり或は擔保に供せらるゝありて再び舊時の狀態に陥らんとする

に至る此の時に當り矢部八彌は平素の所感を以て從來の歴史に参照し今にして
此弊習を根本的に改むるにあらずんば將さに救ふへからざるの窮境に陥るや必
せりとなし遂に區民を一團となし漸く其組織を了す定款の如き至つて簡にして
履行を容易ならしめ取扱に關する細則は別に總會の決定に任せて可成其責任を
自覺せしめんとせり定款は左の如し

八

協一組合定款

第一條 本組合の目的は節儉の美德を守り勤儉貯蓄の法により弊習を改め資
金を蓄積するものとす

第二條 本組合は本部落現住者たるを以て組合員たることを得

第三條 組合員は不得止事故あるに非されば退名することを許さず

但怠慢又は故意等にて退名となる場合に於ては蓄積元金の外利殖金を得
るの權を失ふものとす

第四條 組合員たるものは毎月金參錢以上必ず寄入するものとす而して期間

中如何なる事情ありとも拂戻すことを得す但し組合員の爲め便宜方法を
以て貸與することあるへし

第五條 本組合に組合長一名世話係二名を置き庶務を整理す但無任期無給と
す

第六條 本組合は十箇年を以て一期と定め置き期滿に至り元利拂戻すものと
す但十分の一を維持金として存し置き以て繼續方法を定むへし

第七條 本組合定款は期間中變更することを得す

庶務取扱規則は別に之れを定む

右の條項確守違背致間敷候仍之組合員一同署名捺印するものなり

明治二十七年五月二十日

組合員連名

以上數條の約款により明治二十七年五月を以て之れを實行することゝなる其方
法としては舊慣上毎月各戸を輪番に祈禱をなす所の月並講なるものを利用して
其席上を以て會場となし該講に於ける冗費の節約を第一着に厲行し之れに換ゆ
るに出會者は必ず多少の貯金をなすへきを以てせり然るに斯る事業は當時の里

耳に入り難く殊に細民の收支は毎に零碎なるものにして零碎の資金は又費消し易く之れか集積は頗る困難にして且習慣となれる惰樂は制裁を加へられたるに於ては或は不自由を訴へ或は不平の聲となり種々なる故障を生せしと雖已に其履行を誓約したると隣保相互の保障とは毎月一堂の會同席に於て其融和を圖り一方には資金増殖の利を示して區内の状態に及び以て開發に努めたりしかば逐次年と共に大に附和し來り隨て勤勉の風に傾き餘資の多額なるを誇るに至り今は實に該講に於ける中樞事業とはなれり斯る状況は漸次加入者の増加となり七戸の部落廿三名の組合員を得るに至る素より此の組合が蓄積せしむる如きは弊風改善の一方便たるに過ぎずと雖其第一回の蓄積額か僅かに金八拾貳錢なりしより遂次一圓となり貳圓となり近時に於ては參圓を下ること稀なりと云ふに至る以て其風習の推移をトせらるへし此組合は十箇年一期なるを以て已に第一期第二期の精算を了し今や即第三期として連續實行中に屬す而して和樂の一團數條の約款により茲に實行し來ること將さに二十餘年浪費者は全く形を潜めて老幼男女和氣霽然以て今日に至りて敢て渝るなし嘗ては土地の大半が他村人の所

有に歸したりしもの今は大畧買戻しを實行し耕地の如き其面積將さに自村に於ける約半ばに達するの地域を他村に所有するに至る納税の如きも従前滞納者を生せることあり或は納期を愆る者ありしか爾來滞納者を絶てるのみならず納税組合を設けて納税者輪番に納付の役に就き相互の時間を省くのみならず納税上の完美を致せり又選舉資格の如き全戸數中衆議院議員選舉資格を有する者五名縣郡會議員の選舉資格を有する者六名あり未だ一名の落伍者ありと雖も此れ亦有資格者たる將さに近きにあり殊に風習の推移は漸く効を奏し華奢の風は一掃せられて勤儉力行相互に訓戒して産業の發展に資し協同一致克く輯睦の事實を擧げ貯蓄思想の發動となりて現今信用組合に對する出資口數の如き其多きこと亦他に其比例を見ず彼戊申詔書の煥發に際して地方に於ける諸種の講會と稱するもの多くは有志者の壓抑の下に或は規約の下に中止せられたるの例あるに拘はらず已に既に自然的に減少して何等の必要な如き状況なりし等を以て其効果を知るべし而して部落の全戸數を網羅して惣人口四十二人中其加入せるもの二十三人を算し其老幼男女を包容して此れか誘導に啓發に感化の潛勢力と

なつて其精神に及ぼしつゝあるやは如上の事實に徴して明かなりとす

十二

第三節 吉野信用組合

協一組合の設立者たる矢部八彌は獨り一色區のみならず一般人心の頹敗せるを慨き凡ての改良は人心の奮起に須つ所の甚大なるべく其改善によりて遂行し得べきものたるを信じ且已設組合の實驗に鑿み更に之れを吉野村に普及して公益に資せんことを企圖し本邦に於ける報徳社外國に於ける消費組合信用組合等の方法に就き私かに研究しつゝありしが明治二十八年第三回全國農事大會の開かるゝや吉野村農會幹事として村農會の代表者となり之れに出席することゝはなれり然るに當時大會の問題中農家貯金の活用方法なる問題ありしかば自ら進んで該問題の調査委員の一員となり各名士の意見を聞き頗る得る所あり而して益自己の所見を確信し其結果翌二十九年吉野村農會春季總會に於て信用組合設立の建議案を提出せり今當時に於ける状態を偲ふべく該建議案に關する演說草稿を得たれば記念の爲其儘之れを左に掲記し見んとす

村農會實行問題に就て

諸君農業は營利の事業にてあれば先つ其利益を得んとするは其目的なるへし然りと雖物に先後あり事に順序あり此秩序を守らずんば勞多くして効少なきは諸君の知了せらるゝ所なるへし農會は此等の秩序により農家の福利を増進すへき機關なるは謂ふ迄もなし此目的の爲めには費用を厭はず本會の組織となり郡農會にも加入し加之ならず進んで全國農事大會にまでも代表者を出席せしむることなれば此目的をして畫餅に屬せしむべからず然れども此れまで効果の顯はれざるもの願はくば諸君の熟考を煩はさるを得ず

我之れを聞く開物成務の要は實踐躬行にありて巧言壯語にあらずと而して本村農會が組織せられてより已に數歳未だ其實効を收むる能はざるもの蓋協同一致の力に於て他業者と同しく歩武を進むることを得ざるの點に於て劣れること抑も一素因なるべしよし協同一致の事柄は明白なりとするも多少の情實之れを阻止して實行するに至らず之れを知るも實行する能はずとすれば即實効を奏すること能はざるや明けし開物成務の要茲に於てか擧らず噫

大會決議の要項は先刻申上たる如くなるも之れを實地に施行することを計圖せざるに於ては將何の効かあらんや見ざるも可なり聞かざるも可なり出席せしめざるも亦可なり畢竟大會決議の精神も實行なければ水泡の如きのみ今や我國の形勢より之れを小にしては一村の状況又は一家の經濟の上に就きて深く鑒みたらんには同じく世界の獨立國たり等しく日本帝國臣民たり而して農界に於ける我農民たる者彼此軒輊其真相を知るに至つては嘆せざらんと欲するも豈夫れ得べけんや唯現象の俗目に映するの間接にして刺激の直接ならざるによると雖も前田監督閣下の曰はるゝ如く我身体の周りは已に敵に包圍せられ我腸胃の中にも敵軍があるにはあらざるか此れか直接刺激せらるゝものなれば此の如きに至らざるべきものなるに神經の痴鈍なる迷霧の中に彷徨しつゝ其痛痒を左程に感せざるは遺憾至極ならずやと然り而して今日は迷霧の中に逡巡すべきにあらず一層勇氣を奮つて内外の敵に當り以て一大快戦をなさるべからず此戰爭の利器とする所即實踐躬行にあり協同一致にあり大會決議の方針に準り該利器を妙用するに於ては其勝利者たること或は疑ひなからべしと信す

るべしと信す

即決議事項中可成適應なる項目より着々實行せざるべからず此項目を撰定して猶も實行せざる如きあるならば即村農會其精神とする所に錯誤あるものと謂ふべく此れより先き幾年斯會を開くも其精神にして錯誤せは殆ど其効果は空を掴むの感あるべきのみ此れ不肖か實行問題に就きて特に諸君の熱誠に訴へんとする所以なり

抑も大會は其標準方法を決議するもの其實行の責は各地方農會にあり故に目下急務とする所の者に向つて着々之れに従事せざるべからず即第六項中第九、十、十一、十二の如き尤も切要にして國家經濟の上に於てのみならず直接には吾々の經濟に係ること大なるものにして二十、二十一の如き間接に之れを助導せしむべき方法なりとす然りと雖も之れ順序の上より言ふにあらずして單に實行上に於て之れが先後を言ふのみ此れに由つて之れを考ふれば目下の急務たる即信用組合を設けて之れを實行するより外なかるべく尤も適切なる事業なりと信す苟も其經濟にして餘裕を生ずるに至らば奨勵事業の緒に就き改良問

題の實行せらるゝ亦容易ならんのみ彼の所謂富國は強兵なるべしと雖強兵は富國を保護するに止まりて之れに先んずべからざるか如し此の點は世人の往々誤解し易く或は消極の説となし顛倒の議論をなすものなきにあらざるも其一家たると一國たるとを問はず其根本義に於て異にするものにあらざるべし此れ即予か爰に參考として定款を作成し信用組合設立の建議案を提出せし所以にして之れを實施するに於ては第十、第十一、第十二の如き其他之れに關聯する諸問題は殆ど貫徹することを得べきを疑はず約して之れを曰はんか信用組合の設立は即地方に於て否村に於て實行し得べき大會決議の事項は之れを實行するものにして亦以て本村農會の精神にも適ひ地方の福祉を増進するに於て稗補することの多大なるべきを信するものなり此組合の組成に就ては予か積年の希望にして已に實驗に着手しつゝ之れを主張するものなりとす而も予の至誠の足らざる時運の未だ至らざる之れが實行を現にする能はざりしも今回大會の結果偶然にも予か思想に符合せる如き最早顧みるの要もなく躊躇するの要もなし我精神に一大鐵槌を加へて益確固たらしむるに至れり此上は熱

血を濺いで此れが組織を計畫するにあるのみ事已に茲に至る本村農會が其効果を收むると收めざるとは此案を成立せしむるとせしめざるとの岐るゝ所なりと云ふも豈誣言ならんや亦二十の如き同窓會の建議をして採用せらるゝ上は其緒に就くべく二十一の如き已に着手しつゝある故其他は村にてなすべからざることと順を追ふて行ふべきものとして差支なかるべし殊に二十、二十一の如きは間接にして其利益亦隨つて迂遠なるの嫌ありと雖も十一、十二の如きは農民に直接影響を及ぼすものなれば此れぞ本村農事の進捗に大關係あるものと謂はざるを得ず其根本に培はすして枝葉の問題に渉る如き決して策の得たるものにあらず況んや予は其實驗に於て其効果の擧るべきを信するに於てをや故に予は斷して實行問題中の實効を收むべき事項は眞に信用組合を設立するに如くものなしと確信す

終りに尙一言すべきは凡て事を起すは易く其實効を收むるは難し又其物を目的とせずして其人を目的とすべからず夫れ組合の設立か一時的集氣の會なれば何れにても可なりと雖其目的とする所其根本より培養すべき手段に出るも

のなれば其實効を奏せんには協力自助以て之れを維持するの覺悟なかるべからず而して多々益々難きに向ひ愈其歩武を進むるの決意なかるべからず又本村の福祉と自己の幸福とは蓋し其目的たるも須臾も公共たる性質なることを忘るべからず諸君の熱誠は果して前言の蛇足なるべきを信するも今日迄の歴史上聊か婆心の餘り之を申述ぶるのみ諸君乞ふ言辞の拙なるに拘はらず本員が農事に對する熱誠を酌取せられんことを望む云々

當時年少氣銳の同氏が熱心の餘り其斧痕歴々指摘すべく此れを殆ど二十餘年前の状態なりしかを回想し得ば蓋し亦一興に値ひすべし而して當時出席の農會員は其至誠に動かされ該建議を可決し直ちに此れか組織をなすべく委員三名を設けて創立を委託することゝはなれり此れ明治二十九年三月一日にして爾來委員たる白井靖、矢部八彌、小熊平衛の三名は此れが準備に執掌し同年五月二十日評議員會を開き諸般の事項を確定し組合員五十二名を得て七月一日第一回の總會を開き事務を開始することゝはなれり此れを吉野信用組合と稱す左に其定款を録すべし

吉野信用組合定款

第壹章 總 則

第一條 本組合は吉野信用組合と稱し事務所を當分大字絹補陀寺内に置く

第二條 本組合は農業經濟の發達を圖る爲め左の事項を行ふ

- 一、農家の貯蓄心を喚起する爲め各自の餘資を蓄積して農業資本に融通すること
- 二、農家の經濟を整理する爲め共同購買法を設け肥料其他消費物品を購買すること
- 三、農家の生産力を發達する爲め委託販賣法を設け農産物の共同販賣をなすこと
- 四、其他農家の利益に關しては可成丈便利を與ふること

第貳章 組 織

第三條 本組合員は吉野村現住者にして勤勉節儉を實踐し一人に付金拾圓以上百圓以下の餘資を蓄積する者を以て組織す但丁年未滿の者及禁治産者

は加盟することを得ず

第四條 組合員たらんとする者は書面を以て事務所に届出て認許を求むへし
組合に於ては評議員會の評決を経て之れを許否すへし

第五條 組合員は除名せらるゝの外退名することを得ず若し不得止場合に於ては前條第一項の手續によるものとす

第六條 組合員にして故意に信用を害し秩序を紊亂せんとする所業あるものは總會の決議を経て除名するものとす

第參章 資 本

第七條 本組合の資本金は左の三種とす

一、蓄積金

二、準備金

三、預り金

蓄積金は組合員各自の持分にして其持分金額の百分の一以上を毎月拂込むものとす

準備金は組合の資産として加入金及利益金の百分の五以上毎年積立つるものとす

預り金は定期にて年五厘以上の利率を以て隨時組合員より預るものとす

第四章 事 業

第八條 組合員は蓄積金額以内の貸付を請求することを得之れに超過する金額は保證人若しくは相當の抵當を出さしむることあるへし但し貸付期限は當分の内一箇年以内とし利子の割合は評議員會の決議による

第九條 組合員の購買品及販賣品の種目は毎年評議員會に於て評決し事務所は其賣買の品目を組合員に告知するものとす

第十條 組合員は前條の通知を受けたるときは品目並に數量を事務所に申出つへし

第十一條 共同購買に要する金圓は一時組合に於て支辨し置き組合員は物品引換に其原價及手数料を差出すへし

第十二條 共同販賣品の委託者は其豫定價格の三分の二迄は組合より前借す

ることを得

第十三條 本組合に於て取扱ふべき物品は總て原價の百分の五以内の手數料を徵收す但取扱を申出たる后其變更をなすことを得す萬一之れに違ひ物品を引取らざるときと雖手數料は之れを支拂ふへし

二十二

第五章 役員

第十四條 本組合は組合員の公選を以て左の役員を置く但任期は二箇年とす
正副組長各一名 主事一名 評議員十名 監査役二名
第十五條 本組合役員は各其職務を兼ねることを得す
第十六條 正副組長、評議員、監査役は名譽職とし主事は有給とし年金若干を支給す但組合の成績により總會の評決を以て賞與することあるへし

第六章 會計及會議

第十七條 本組合は毎年二月に於て前年中の取扱に係る會計を報告し利益金の内より組合の諸費預り金利子準備金積立金を控除し殘金は各自持分高に配當す但蓄積金滿額に至らざる者は配當金の全部を本金に編入するも

のとす

第十八條 組合の會議は總集會評議員會の二種とし總集會は毎年二月に於て之れを開き會計の報告及重要事項を評決し評議員會は臨時必要の場合に於て之れを開くものとす

第七章 雜則

第十九條 本組合の役員にして其職務上の過失懈怠により生じたる損害に對しては連帶責任とし各自過失懈怠によるものは各其責に任す
第二十條 本定款に定めざる事項と雖其精神に戻らざる限りは評議員の評決により定むることを得但評決の要項は組合員に報告するものとす
第二十一條 組合事業の内緩急を圖り其一部若しくは全部を執行するは事業の擴張に伴ひ當分の内評議員會の評決に依り取捨するものとす
第二十二條 此定款は組合員三分の二以上の賛成あるにあらざれば改訂することを得す

以上

設立當初に於ける偶日清戦役の後であり人心は益浮華に傾き此の如き舉を歓迎せざるのみならず殆ど顧みざるの状態にして唯坊間行はれ易き流言浮語を惹起すのみ組合員たる者も亦組合觀念の乏しき爲め往々疑惑の念を生し易く經營の困難は屢々當局者をして蹉跎の歎聲を漏すことなきにしもあらず此間に處する至誠以て事に當り献身犠牲たるの覺悟を以て實益と便利とを計り所期の目的に向つて邁進したるの結果漸次其真相を發揮し社會の信用從て加はるに至る其業務は現今の信用購買組合の事業にして(販賣は開始せず)苦き經驗頗る多し其一、二の事例を記せんに食鹽購入の爲め船を備ふて浦賀に至り食鹽を滿載し浦賀港に假泊しけるに深夜船底に破隙を生じ浸水し來り將さに沈没せんとするの狀態に陥り辛ふじし乗組員の努力と陸上よりの應援とにより其厄を免れたりと雖も夫れが爲め食鹽の殆ど全部を融解し去りたるの時あり又購求せる肥料を積載せる船舶が暴風の爲め大貫村沿岸に吹付けられて將さに危殆に陥りしに沿岸漁民の義侠により漸く之れを救助したることあり此れ等は有形的の危機一髪の間にありしものにして而も蓄積心鼓舞の結果より生せる僅少なる資金を有するに於て

は此等の變動に際しては誠に冷汗の背を濡さずんばあらず其他資金の保管上金庫購入の議熟したるも之れが爲め僅少なる資金を割て固定せしむるは發展上忍びざる者との苦心より更に第二準備金の名稱の下に出資口數により出金をなし以て其必要を充たすべく協議成立せるに當り一部の人士此組合の漸次發展するを嫌忌するあり此れを機會として妨碍を試み該出金をなさざるのみならず延て種々なる奸策を弄するに至りたり而も他の大多數は己に既に醜出を了して其苦心に同情せられ中には感謝の意を表し來るものさへありし然るに辭柄を設けて人心の乖離を謀り頑として之れに應せず此れが爲め特に役員會を開くこと數次而も遂に解決を得る能はざりしなり斯の如き具體的に發現せざる所謂暗々裏の行動に至つては離間中傷以て其行路を遮らんとするの事項亦蓋し鮮少なりとせず然れども此想像以外の困難は却て其真相を發揮するの動機を作ることなきにあらず顧みれば設立當初即明治二十九年より三十一年に至るの間は組合員の増加は殆ど無かりしとも云ふべく三十二年より三十三年に至りて累進の狀を示したるによりても其經過想像するに難からず今其累年の狀況を表示せば左の如し

年度	種別	組合員數	資	產	準備金	利益金
明治二十九年		七	五九貳・參〇〇		參五・〇〇〇	貳六・八貳〇
全三十年		七參	八參九・壹參壹		四貳・〇〇〇	七五・六六四
全三十一年		七七	壹、〇〇參・參五壹		五九・〇〇〇	九八・六四六
全三十二年		壹參四	壹、四壹七・四五參		壹壹參・〇〇〇	六貳・九四七
全三十三年		壹四貳	壹、八參〇・壹四八		八六・〇〇〇	壹〇五・貳壹六
全七	七					

如上の數字により其進歩の狀態を推測すべく其設立當時に於ける社會の趨勢亦ト知するを得べし事情夫れ此の如くにして萬難を排して着々發展し漸く進運の曙光を認め得るに至り殊に民法實施に際して其筋の注意もあり旁組織を改定すべく準備中産業組合法の發布せらるゝに際す於茲乎擬議の結果明治三十三年七月解散に決し同年十月其清算を了したりき此組合に於ける役員としては設立當初組長に白井靖氏主事に矢部八彌氏就任し専ら其局に當りたるが其後白井靖氏辭任し解散當時は副組長として齋藤清太郎氏が在任せられ主事は繼續して全く組

合と終始せり

第四節 有限責任吉野信用組合

有限責任吉野信用組合は前の吉野信用組合の化身にして設立者は其役員の大多數によりて組織せらる願ふに當時の狀態は前節に於て述べたる如く漸く組合觀念が普及せんとするの機微にして殊に流言蜚語の傳説あるに際し組合は突如として解散に決したるを以て此間に於ける人心は再び深き疑惑の迷雲に鎖されたるや論なきなり而して亦一部人士の自己の野心の抑制に堪へ得ずして公益を犠牲に供し猶其地位をも顧みず私的の觀念に陥り組合の發展を阻碍せんと企圖ありたるあり是より前き民法施行により組織を改定せんとするに當り産業組合法の發布に遭遇す即ち機は熟して組織變更の協議會となれり此時に當つてや組合員の大多數は單に組織の變更をなすに止めて其事業の繼續を希望せるに某等私かに奇貨居くべしとなし衆議に抗して頑強に解散論を主張し未だ嘗て組合會議に見ざる所の甲論乙駁の狀態を演出するに至る於茲乎始終經營の衝に當れる

主事矢部八彌は深く顧慮する所ありて解散に同意し且告げて曰く時勢の要求は此種組織の緊要を感ずること愈切にして苟も有志者たる者に於ては其存在の奈何は論するまでもなし而して亦世俗に率先して之れが經營に従事せられて今日に及べる役員諸氏の苦衷察するに餘りあり而も亦其成績漸く顯れんとするに際し端なくも斯く累積したる資金を散じ且其組織を解体する如き該情や誠に感慨に禁へず諸氏の意大に諒とすべきなり然れども斯る状態にして直ちに繼續を決議するも勢ひ事業の進行に害なきやも保すべからず今や産業組合法の發布せられ其施行將に近きにあるべし寧ろ解散して清算を結了し然して産業組合法に據り直ちに組織するに如かざるべし况んや清算の結果は自ら議論の價值を事實に出現すべく且其結果によりて亦廣く組合員を得るに便なるべきあるに於てをや組織に關しては不肖敢て自ら不揣將さに其局に當らんとすと於茲乎衆議即解散に一致せり即一面清算を行ふと同時に一面には當組合の組織に關する協議を重ねつゝありたるなり此時機に於ける消息は設立に従事したる者ころ抑も事情を穿ち得べしと雖到底常識を以て想像し得べきに非ざるを知らるべし定款作成の

如きも参照すべき例も少く重に外國に於ける模範定款を穿鑿し從來の經驗とを斟酌して以て過ちなからんことを期したるなり此攻究に就ては設立者たる鈴木詮淳氏の助力鮮少ならざるなり明治三十三年十月清算全く終了を告げ設立の準備亦進行し同年十一月十三日定款の作成と共に設立者の調印を了し同月二十七日設立許可の申請書を提出するに至る同三十四年一月隣村有志の懇請により更に區域を一町五箇村に定むべく區域の認可を申請し同年三月十五日區域の認可と設立の許可とを得るに至る而して前組合清算の結果は直接に衆庶の耳目に感觸を與へたるご其経過は有志者の信念に良き教訓を事實に示したるとにより組合員の如き前組合員にして加入せざる者ありたるに拘はらず其數は貳百八拾參名を算して殆んど倍加し出資一口の金額拾圓なりしをば參拾圓となせしも其口數將さに六百口に達したり明治三十四年四月十日第壹回の拂込を行ひ同年四月二十二日設立の登記をなし茲に全く成立を見るに至る爾來當局者は専ら組合思想の普及に力を致し其精神の鼓吹に實際の指導に意を注ぎ更に業務上には質素を旨とし協力を体とし以て節儉の美德と相互扶助の大義とは之れを事實に援用

すべく努めたりしに組合思想の普及すると共に業務着々其緒に就き年次毎に事業の分量を増進して明治三十九年には組合員の數四百四十五人となり資産亦増殖して出資壹口に對し其蓄積せる金額貳拾四圓六拾錢出資以外の持分額金九圓六拾壹錢五厘を計上することゝはなれり當組合が設立當初計算の煩累を避けん爲め財産均等主義によりたるを以て加入金額の増嵩となり加入の希望を有するも此れが爲め躊躇するの止むを得ざるに至りたり此れ實に中小産者に對して遺憾の事なりとす因て定款改正を行ひ明治四十年二月二十一日認可を得て更に第二期組合員として設立當初の如く容易に加入し得るの途を開き以て加入者に便宜を與へたるに其結果申込者の數殆ど七百名にして調査の上拂込を了せしめたるもの六百六拾名とす此等は當事者と雖も全く豫想外の數にして組合の性質が一般に知悉せられて組合觀念が地方に普及し所謂信用の擴布となり以て地方人心に感化を與へたるものならずとせんや斯の如く組合業務の發展と組合員數の累進とにより支部若しくは出張所を開設するの必要を感じ定款變更の認可を得て明治三十八年六月一日を以て周南村六手に第一支部事務所を設置し同四十年

三月三十一日には貞元村郡に貞元村出張所を設け同四十五年七月五日には大貫村小久保に大貫村出張所を設くることとなり組合趣旨の貫徹と組合員の便利とに資せり而して亦特に徳義と經濟との関連に留意すべく日露の戦役に當りては恤兵規約を設け赤誠を披瀝して出征者及家族の慰問に努め明治四十三年當地方に於ける稀有の災厄に際しては義捐金を募集し以て罹災者の慰問として贈與の方法を講じ組合事業に於ては臨時年賦貸付規定を設けて復舊工事の便に使用せしむべく長期低利の貸付を行ふ明治四十四年

東宮殿下本縣行啓を記念すべく組合の附帶事業となして慈善主義により組合員の徳義心に訴へ隣保團結の舊慣を重んじ相互扶助の義風を擴充し各組合員の義捐金により相互救濟的の事業を行ひ之れを積善救濟部と稱す

明治天皇頌徳記念としては十年据置貯金をなし此貯金より生ずる所の利殖金の百分の四を拂戻しを受くるの際公益事業資金に出捐する方法により以て記念貯金の記念たるべき有終の果を收めんとす又組合基礎の鞏固を待ちて事務所の新築を圖り明治四十二年十月竣工して現在の事務所に移れり四十四年三月十五

日設立滿十週年に達したるより十周年記念祝賀會を開き各組合員に記念品を頒布し且設立者の功勞に對し記念金品の贈呈をなせり明治四十五年一月更に業務の狀況と組合員の實際に鑒み設立當時の理想によりて一部資金の償還を行ひ以て組合員には愈新生活の境遇に入らしめ且つ組合員普及上加入を容易ならしめ爾後の新加入者に便利を與へ以て組合の除澤に沐せしむ即存立期間を十箇年延長して業務の施設に便し出資額を減少して壹口金拾五圓となし從來の無配當制を改めて配當制を採り更に明治四十年度に於て行ひたる如く從來の第一期第二期の組合員の權利の平等を圖りて之れを第一期組合員となし爾后加入すべき組合員をば之れを第二期組合員とし更に加入を容易ならしめ小産者と雖躊躇するなく組合員たることを得せしめ將さに組合の効果を以て普く庶民に均霑せしめんとす其結果第一期の組合員には其蓄積せる出資金の金額に等しき金額を拂戻し事實に於て將さに出資金の償還を行ふことゝなれり此拂戻しに付きては負債あるものは此れが償却に充用せしめ負債なきものは之れを貯金に繰り入れ以て經濟上の變動を制せり此の事たる貯蓄的出資拂込を行はしむる當初に於て豫め

期待する所にして茲に實行の機會に遭遇せるものなり而して亦今後に於ても機に應じ普く出資の償還を了するに至らしめ茲に全く組合協同の眞價を發揮し其餘徳を以て地方經濟の疏通に資し其安固を謀るに足るか如きに至らんことは當局者の企圖する所にして實に設立者苦心の存する所の素志たるを知るべし若し夫れ衣食足りて後禮節を知るに至つては何人も首肯する所況んや營利に偏せずして地方公共の福祉を希ひ經濟の發達と徳義の増進とを目的として孜孜々々其施設經營に貢獻せんとするに於ておや其精神何れの時か貫徹せざるのことあらんや明治三十六年第五回内國勸業博覽會へ當組合の事績を出品せるに褒狀を受領し(協一組合の事績も褒狀を受く)明治四十二年四月大日本産業組合中央會に於て表彰規程の制定あるや第一次の表彰式に於て表彰狀を授與せらる明治四十三年十一月群馬縣主催一府十四縣聯合共進會に該事績を出品せるに貳等賞銀牌を授與せらる(當時の最高賞)聊か以て其成績を推知すべし

以上敘述せる所沿革事情の梗概に過ぎず之れを要するに當組合の過去於ける其波瀾に遭遇するに從て益組合の眞理を悟了せしめ又役員の如き殆ど同心一体の

如く永き年月間に殊に協和の完美を馴致し來り組合員亦克く同化して和氣霽々爲めに第三者の誘惑に陥らず毎に精神的結合の實を現し以て豫期する所の目的に向つて針路を愆らす軌道を脱せず相互信頼の結果今日に至れるものと謂ふを得べきか當組合の役員としては當初定款に定めたる如し而して理事長に齋藤清太郎氏常務理事に高嶋民五郎土橋重三郎二氏就任し常務を處理せり當時矢部八彌氏は吉野村助役として就任し居りたるも常に規畫經營の衝に當り其施設は全く其考慮に成りて行はれ其他の諸氏亦同氏を中樞として至誠克く其成果を收むるに盡瘁せらる明治三十六年矢部八彌氏の公職を退くや即ち理事長となり齋藤清太郎土橋重三郎の二氏常務理事の任に膺る大正三年業務の繁榮により常務理事の増員となり大森倉太郎鈴木稔の二氏其責に任せらる其定款を左に録すべし

有限責任吉野信用組合定款(明治三十五年二月、全三十八年四月、全四十年二月、全四十五年三月、全四十五年六月、定款中改正)

第壹章 總 則

第一條 當組合は明治三十三年法律第三十四號產業組合法に準據し共同信用

を基礎とし産業に必要な資金を供給し及貯金の便宜を得せしめ其經濟の發達を圖り德義を増進するを以て目的とす

第二條 當組合を有限責任吉野信用組合と稱す

第三條 當組合の組織は有限責任とす

第四條 當組合の區域は千葉縣君津郡吉野村、飯野村、大貫村、佐貫町、周南村、貞元村とす

第五條 當組合の事務所を千葉縣君津郡吉野村絹貳百六拾參番地に置く尙ほ

支部出張所を置くこと左の如し

- | | |
|-------------------------|-------|
| 千葉縣君津郡周南村六手千〇六拾八番地 | 支部事務所 |
| 千葉縣君津郡飯野村上飯野千參百六拾六番地 | 出張所 |
| 千葉縣君津郡貞元村參百六拾六番地ノ一 | 出張所 |
| 千葉縣君津郡大貫村小久保貳千七百七拾九番地ノ一 | 出張所 |

第六條 當組合の存立期限を二十五箇年と定む

但總會の決議により滿期繼續することを得

第七條 組合員は他の信用組合に加入することを得ず

第八條 組合員の持分の算定は出資額に相當する財産に對しては其拂込濟出資額に依り其他の財産に對しては出資額以外の持分額により年度毎に算定加算す但出資額以外の持分額なき場合は其出資拂込濟額に依るものとす

第二章 資 金

第九條 當組合の資金左の如し

一、組合員の出資 二、準備金及積立金

出資壹口の金額は金拾五圓とす

準備金は加入金第十九條に依り一部の拂戻をなしたる持分の殘額及決算剩餘金より成り其限度を出資總額の貳倍とす

第十條 組合は業務の繁榮を圖る爲め借入金をなすことを得但借入金の最高限度は總會に於て之れを定む

第三章 組 合 員

第十一條 組合員は區域内住民にして左の條件に該當せざる者に限る

一、禁治産者

二、重罪の刑に處せられたるもの輕罪の刑に處せられ改悛の狀なき者

三、破産の宣告を受け其義務を了へざる者

第十二條 組合に加入せんとするものは組合員の紹介により理事に申出つへし其許否は理事會の決議による

前項の申込者に就きては前條を適用す

組合員たることを認許せられたる者は組合員名簿に署名捺印すべし

明治四十五年度末に組合員たるもの及明治四十六年一月以後に於て第十三條の一但書に依り加入金を拂込みたるものを第一期組合員と稱し第十三條の二に依り加入したるものを第二期組合員と稱す加入せんとするものは申出の際其區別を明にすべし

第十三條の一 前條認許せられたる者は遲滞なく加入金を拂込壹口以上の出資を引受け組合の義務に對し所有持分額を限り其責に任することを要す但加入金額は最近事業年度の終りに於ける組合財産より拂込濟出資總額を

扣除し其残額を出資口數に配當したる額を標準とし毎年總會に於て之れを定む

第十三條の二 明治四十六年一月以後の加入者は前條の規定に依らずして明治四十六年度に於ける加入金額を壹口に付金貳拾錢とし明治四十七年以後加入金額は最近事業年度の終りに於ける本條に依る組合員の總持分額より其拂込済出資額を扣除し其残額を全組合員の出資口數に配當したる額を標準とし毎年總會に於て之れを定めたるものに依ることを得但持分額か拂込済出資額より少なきときは明治四十六年度の加入金額を徴するものとす

第十四條 第一回の拂込は壹口に付金貳圓四拾錢とす第貳回以後の回数は事業年度に因り其毎回拂込金額は金參圓六拾錢と定む但第五回の拂込金額は金壹圓八拾錢とす

前項拂込期日は理事の通知によるものとす

第十五條 組合員其出資拂込を怠りたる時は期日後は壹日に付其拂込むべき金額の百分の壹に當る過怠金を徴收す

過怠金は之れを準備金に繰入るゝものとす

第十六條 組合員左の事由の一に當る時は總會の決議に依り之れを除名す

一、出資拂込及貸付金の辨済又は利息の拂込等の債務を怠り期限后參箇月以内に其義務を履行せざる時

二、信用又は風俗を害する罪財産に對する罪を犯したる者

三、組合の秩序を紊亂せんとし又は組合の体面を汚瀆したる者

四、組合員にして第十一條の條件に該當するに至りたる者

第十七條 組合員死亡したる時は相續人に於て加入の手續をなすに因り其權利義務を承繼す但此場合に於て第十三條の加入金を拂込むことを要せず相續人前項の手續を爲さざる時は第十九條の規定を準用す

第十八條 組合員脱退せんとする時は少なくとも其事業年度末六箇月以前に其旨を理事に豫告することを要す

第十九條 脱退者は其拂込済出資額の拂戻を受くるの外他の權利を喪失す但死亡せる組合員には持分の全部其他總會に於て止むことを得ざるものとす

認めたる事由により脱退したる組合員には其拂込済出資額以外に持分の一部を拂戻すことを得

第二十條 組合員にして引受出資の第壹回拂込を了したるときは持分券を交付す其證券は記名とし總會の承認を経るに非れば之を譲與することを得す但譲受人組合員に非ざる場合に於ては加入の例による

第二十一條 證券を毀損し又は紛失したるときは保證人貳名以上を以て再度交付を請求することを得前段の請求ありたるときは一定の期間無効を公告し期間満了の後代券を附與す但其期間は壹箇月を下ることを得す

第二十二條 持分券の名義書換は一通に付金五錢代券の交付は一通に付金拾五錢の手數料を納むべし

第四章 業務

第二十三條 事業の年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第二十四條 當組合の行ふべき事業左の如し

- 一、貸付
- 二、貯蓄預り金

第二十五條 貸付をなすには理事は信用程度表に依り其金額を定むるものとす但時宜に因り保證人を立てしめ又は擔保を供せしむることを得

第二十六條 貯蓄預金は一回の額金拾錢以上とし預金通帳に依り預け主隨時之れを引出すことを得又は或程度を定めて貸越をなすことを得而て利子計算は事業年度に於て之れを爲す前項拂戻の場合に於ては左の猶豫期間を置くことあるべし

一金五拾圓以内參日 一金百圓以内七日 一金百圓以上拾日

第二十七條 貸付金預金利率及期限等は隨時理事會の決議に因り之を定むるものとす但預金と貸付金との利率の差は參分を超ゆることを得す其最高歩合は貸付金にあつては年壹割貳分以下預金にあつては年九分以下とす

第五章 組合の機關

第二十八條 當組合に理事九名監事五名及信用評定委員拾名を置く

理事は組合の業務に就き連帶無限の責任を負ふ理事は互選を以て理事長一名を選挙す尙ほ都合により常務理事を置くことを得

第二十九條 役員及信用評定委員は、参口以上の持分を有する組合員中より之を選任す。其任期は理事は参ヶ年、監事及信用評定委員は一ヶ年とす。但再選するを妨げず。

補欠選挙に依り選挙せられたる者は前任者の任期を継承す。

理事監事は任期満了後と雖後任者の就職する迄猶ほ職務を行ふものとす。

第三十條 辭任其他の事由に因り役員に欠員を生じたる時は通常總會を俟つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補欠選挙を爲すものとす。

總會が理事又は監事の解任を議決したるときは同時に補欠選挙をなすことを要す。

第三十一條 信用評定委員は總會の決議により何時にても解任することを得其選舉及解任の決議は理事及監事の例に因る。

第三十二條 信用評定委員は一月及七月定會を開き組合員各自の信用を評定し信用程度表を作成す。

信用程度表は理事之れを保管し役員以外の者の閲覽を許さざるものとす。

第三十三條 理事監事及信用評定委員は名譽職とす。

理事監事及信用評定委員は正當の事由なくして辭任することを得す。

第三十四條 當組合に事務員若干名を置き理事之を任免す。

事務員は理事及監事の命を承けて庶務に従事す。

第三十五條 總會は通常總會及臨時總會の二種とす。

通常總會は毎年一回一月之を開く。

臨時總會は左の場合に於て之を開く。

一、理事が必要と認めたる時。

二、監事が産業組合法第三十四條に因り必要と認めたる時。

三、總組合員五分の一以上會議の目的及招集の理由を示して請求したるとき。

第三十六條 總會の招集は少なくとも五日前に書面を以て組合員に通知することを要す。

前項の通知書には招集者之れに記名することを要す。

第三十七條 總會は總組合員半数以上出席するにあらざれば開會することを

得す

第三十八條 總會の議長は理事長之れに當る理事長事故あるときは理事の一人之れに代る但總會に於て必要と認むるときは出席組合員中より之れを互選することを得

第三十九條 組合員は拾人以上を代理して決議権を行ふことを得す

第四十條 總會の決議録は理事之を作り議長及監事之れに捺印することを要す

第四十一條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第六章 會計

第四十二條 理事は事業報告書損益計算書財産目錄貸借對照表及剩餘金處分案を作り監事の調査を経て總會の承認により之れを決す

第四十三條 當組合の計算は總益金より總損金を引去りたるものを剩餘金とす剩餘金の分配は左の標準に依り之れを控除し其殘額は之れを持分に對し分配するものとす

別途積立金 百分ノ五以上

準備積立金 百分ノ二十五

役員賞與金 百分ノ十

第四十四條 準備積立金及別途積立金は組合員に貸付し總會の承認を経たる銀行に預ケ入れ又は之れを以て國債證券を買入るゝの外他に之を利用することを得す

第七章 解散

第四十五條 當組合解散したるときは理事其清算人となる

第八章 附則

第四十六條ノ一 告示をなすには事務所前に掲示するを以て告示式と爲す
第四十六條ノ二 明治四十五年一月總會の決議による出資の減少及第一期第二期組合員の持分を均一ならしむる清算及拂戻しは明治四十五年決算終了後之れを行ふものとす

第四十七條 此定款に付疑議を生したるときは凡て總會の決議に因り之を定

む組合員は此決議に對し異議を申出づることを得ず
第四十八條 常組合設立當時の理事監事信用評定委員を定むること左の如し
但第一回通常總會に於て之れを改選す

- 理事 高嶋民五郎
- 全 齋藤清太郎
- 全 矢部治郎助
- 全 坂部寅吉
- 全 土橋重三郎
- 全 高橋留吉
- 全 岡村治郎吉
- 監事 白井長五郎
- 全 榎本重藏
- 信用評定委員 小熊鶴太郎
- 全 能登倉吉

全 高嶋常藏

右之通明治三十三年十一月十參日定款を作成し設立者一同署名捺印するものなり

千葉縣君津郡吉野村大字相野谷七百八拾番地

高嶋民五郎印

全縣全郡全 村大字西大和田六百九拾番地

白井長五郎印

全縣全郡全 村大字全九百四拾七番地ノ一

鈴木久七印

全縣全郡全 村大字緒五拾八番地

岡村治郎吉印

全縣全郡全 村大字上百五拾參番地

坂部寅吉印

千葉縣君津郡吉野村大字一色百參拾七番地

橋本長太郎 印

全縣全郡全 村大字上六百四拾參番地

齋藤清太郎 印

全縣全郡全 村大字障子谷百九拾番地

能登倉吉 印

全縣全郡全 村大字緒貳百四拾壹番地

白石倉次郎 印

全縣全郡全 村大字障子谷四百五番地

小熊鶴太郎 印

全縣全郡全 村大字上千百七拾七番地

榎本重藏 印

全縣全郡全 村大字八田沼貳百拾參番地

高橋留吉 印

第四章 事業經營の方法

第一節 出資金

全縣全郡全 村大字近藤百五拾貳番地

土橋重三郎 印

全縣全郡全 村大字相野谷八拾四番地

鈴木木庄吉 印

全縣全郡全 村大字一色百貳拾番地

矢部治郎助 印

全縣全郡全 村大字中八百九拾壹番地

武内三郎 印

出資金の拂込に就ては設立當時の状況と既往の實驗とにより其拂込方法をして貯金主義に準依せしめ細民をして拂込を困難ならしめざる旨趣とす抑も細民の

經濟は實に零細なるものにして此零細なる資金をば蓄積せしめて此れを出資金となし以て其効果を得るに於ては所謂貯蓄思想の喚起に資すべく貯蓄思想の喚起は從て業務の發展に資するを得べきは論を俟たず即出資一口の金額は金參拾圓なりと雖其拂込は之れを九回に分ち且事業年度により更に之れを拾貳ヶ月に分ち一日に付金一錢と云ふを標準に一ヶ月金卅錢宛を拂込み十二ヶ月目に至り金參圓六拾錢を以て一回の拂込金に充用するものとす此拂込の法たる取扱上に於て頗る煩雜なりと雖常に組合と組合員との接近ともなり組合思想鼓吹の便をも得併せて業務の實際を悟らしめ直接に組合員に感覺を與ふるの機宜ともなるものなり今日迄の實驗によるに克く其實効を收めたるの感なくんばあらず而して新加入者に對しては多數組合員に於ける計數上財産均等主義を便なりとし前組合員の拂込額と同額を拂込ましむるものなりと雖此際に於ては特殊の便を圖りて其拂込を容易ならしむるの法を講せり此均等主義は理論上非難の點なきしにもあらざれども多數の組合員を有し且累年加入者を得る組合業務上實際に於ては或は之れを是認せざるを得ず於茲乎更に三十九年定款の改正を行ひ第一期

第二期の區別をなして計算上の煩累を避け然して亦容易に加入し得るの途を開きて加入者の便を與へ大に其効果を得たり而して亦明治四十五年に至り從來の第一期第二期の權利を平等ならしめ之れを第一期となし且資金の狀況に鑑み出資金を一口に付金拾五圓に減少し再び第二期組合員の加入に便するに至り其欠點を補ひて理想に接近せしめ其旨趣の貫徹を期せり拂込の方法に至つては強制貯蓄の夫れの如く従前の通り毎月月賦を以て拂込ましむるものとす

第二節 貸付金

貸付に就ては組合員より貸付請求書を提出せしむ請求書には請求金額使用の目的保證人氏名返済年月日及入用の時日其他必要の事項を記載し猶約束貯金をなすべき條件を附す理事者は此れにより其用途其他を調査し其許否を判するものとせりこは其手續き複雑なる如き觀あるも之れによりて組合員間に於ける弊風の矯正に資し得べく相互の利便を得るものとす利率に就ては悉く均一にして金額の多少期限の長短によりて差等を設けず之れを公示して其平等なるを示せ

り利子の拂込は貸付の時より起算して六ヶ月毎に支拂はしめ年末と雖六ヶ月に満たざるものは之れを支拂ふに及ばざることをす期限は各定めありと雖期間内は随意内入返金を許し勉めて分賦償還の便宜を與ふ蓋細民の爲め利率の均霑に沐せしめ返済の苦痛を軽減し且使用の後或る期間を経て利子の拂込みをなさしめ全く組合員本位の旨趣による現今普通貸付金の外特別貸付金臨時年賦貸付金年賦償還貸付金及貯金貸越との種別あり

一、普通貸付金は通常の場合尤も多く行はるゝ所の貸付金なり其期限は一ヶ年を限度とし期限内に返金し能はざる時は借替若しくは延期の契約によるの外延期することを許さざるものとす此貸付は殆んど對人信用による保證人は二名以上とし連帶責任を負はしむ而して組合員たることを要するも稀には組合員外たることもあり若し夫れ希望により擔保を提供するも必ず一名以上の保證人を要するものとせり現今利率は年八分五厘なり

二、特別貸付金は特別貸付規定の定むる事故により特に低利に且長期に資金の融通を與ふるものとす即殖産興業上利益を收得するに永き時日を要する事業に

放資せんとする場合不慮の災厄に罹り之れを復舊するに要する資金或は自己の浪費に起因せざる負債にして家政改革の爲要する資金等の類なり此貸付は可成擔保を提供せしめ且親族又は故舊の保證人を要することゝす期限は五年以内にして現今の利率は年七分なり

三、臨時年賦貸付金は明治四十三年九月に於て洪雨の爲め罹災者に對する年賦貸付金なり此貸付は臨時同情的より生せる所の規定によるものにして罹災復舊工事に要する資金に對し五ヶ年賦償還の方法による利率の計算は年七分なり即百圓を貸付け置くときは毎年金貳拾四圓參拾九錢宛拂込ましめ五ヶ年目に至り元利皆済となる勘定なりとす現今は殆ど償還を了せり

四、年賦償還貸付金は特別貸付規定に定めある事項及土地購入資金にして年賦償還によるを便とする者に對し拾年以内の期間年賦償還の方法を以て貸付するものにして概ね擔保を提供せしめ且證人を要す然れども信用の程度優良確實にして長期間に亘るも差支なしと認むることを得るに於ては對人信用により保證人貳名以上を以て貸付し得ることゝせり利率は普通貸付利率の一分安と

し以て中小産者をして特別事項の外猶土地購入に對し其利便を得せしむるにありとす

五、貯金貸越は或は貯金となり或は借入金となり資金の出入頻繁なる者の爲め貯金通帳により貸借を記入し置き年度末に於て利息の計算をなし以て便利を興ふるものとす此契約は擔保を提供せしめて貸越の限度を協定し置き該範圍内に於て取引するものにして利率は普通貯金及普通貸付金の利率によるものとす

以上は地方の狀況に照し可成組合員に便利を興へ且信用の擴充を圖りて共同扶助の精神を發揮せしめ長期に亘るの外努めて對人信用の發達を助長し徳義の増進によりて圓滿なる取引を行ふ方針に基くものとす

第三節 貯 金

貯金は拾錢以上凡て通帳により之れを取扱ふ定款には拂戻の場合猶豫期間を定めあるも殆ど之れを適用することなく即時拂戻しをなし努めて便利を興ふ利率

は定款所定の如く貸付金の利率と常に參分の差を以て標準となし計算上毎年拾壹月を以て限界となし複利法により之れを積算す當組合の出資拂込に於ける眞に強制的貯蓄にして此拂込を結了せざるに於ては組合員の多數は餘力なきは當然なる數なりとす然れども已に拂込終了の上は益貯蓄金の必要を鼓吹し組合員亦自覺して徐々として貯金額の漸増となる且小資の蓄積に對して特に意を注ぎ獎勵の爲め定期貯金、特別貯金、約束貯金、据置貯金等あり亦記念事業たる十年据置の記念貯金あり

一、普通貯金は拾錢以上何程にても亦何時にても受け入れ又何程にても何時にても拂戻に應ずるものとす預け入れに於て其月に十五日以上の日子ある時は半ヶ月分の利子を附すると雖拂戻に於ては其月全部利子を附せず現今利率は年五分五厘なり

二、定期貯金は或る期間を定め毎月一定の金額を貯金せしめ期間満了の上一定の金額を拂戻すべきものとせり此れ細民をして貯金の効果により一廉の資本を作り或は借入金償却に充當せしめ或は資金入用の時をば豫期して其用途に

充當することを得せしむる等の目的に副はんとするにあり即期限は參年と五年とに區別し金額は五拾錢壹圓貳圓の三種とす利率の割合は年七分を以て積算す故に特別貸付金の利率と略同率なりとす

三、特別貯金は零碎の資金をば或一定の金額に達する迄特別の利率を以て蓄積せしむるものにして出資拂込を終りたる者に繼續的に月賦貯金を行はしめ又は組合より受くる所の零細なる配當金を直ちに貯金せしめ以て有爲の資本に化せしめんとするの主旨に出づるものとす即出資口數を基として一口に付金參拾圓を以て限度となすべく此限度に達したるときは普通貯金に振替へしむるものとす利率は普通貯金より毎に一分の高歩となし且拾錢以上利子を附し複利法により積算するものなり

四、約束貯金は所謂約束上貯金の義務を負はしむるものにして債務者が利子支拂上組合の効果により生ずる差額をば貯金せしめ特別の利子を附し將さに無くなるべきものより有餘を生せしむべく此れ等支拂者を保護して其効果を有用ならしめんとするの旨趣なり即貸付請求の際約束貯金をなすべき旨を申出し

め利子支拂の都度規定の利差をば債權者に支拂ひたる覺悟を以て貯金となさしむるものとす本貯金は不慮の災厄に罹りたる場合若しくは返金の用に供するに足る如き場合等の外拂戻しをなさざるものとす其利率は普通貯金の一分高にして且其端數に至る迄複利法により利子を積算す現今利率は年六分五厘なり

五、記念貯金は

明治天皇御頌徳の赤心を表はすべく十年据置貯金にして貯金者は組合員の殆ど全部なり本貯金の主眼とする所は貯金奨励の効果によりて記念貯金の記念たるべき事業の遂行にあり即据置期間満了により拂戻の際貯金元本を除きたる利殖金の百分の四をば公益的事業に使用するの目的を以て出捐するものとせり此れ單に貯金の効果を悟了せしむるのみならず其一部分をば公共的に提供せしめ公德心の發揮に資せんとす利率は年七分貳厘にして複利の計算によるものとす

六、据置貯金は或る金額をば一定の期間据置き其儘利殖せしむべき貯金にして銀

行事業に於ける所謂定期貯金と同じきものとす現今の利率は一ヶ年以上六年分五厘三ヶ年以上七分五厘以上七年七分五厘なり

以上は貯金奨励の爲め施設せる方法にして而して出資金の如き全く零細なる貯金より成れるは言を俟たず猶該規定を参照して貯金奨励の眞意が那邊に存するかを了知せらるべし

第四節 利率の公差と剰餘金の處分

利率の公定に就ては何等記するに足らず唯當組合は定款に於て貸付金と貯金との利率の差額を三分を超ゆることを得ずと規定せるにあり此規定は當初より疑問を挾むものあり當局者の處理上困難あるのみならず組合として或は不利益の生ずる恐ありとて改正せんとの意見ありたる程なりし然れども實行するに於て組合をして營利に偏せずして組合員本位たるの保證を與へたる如く貯金者には可成高歩を付して其利益を圖り貸付金の利率は低歩に維持され債務者の保護となり組合員間相互の利益を均一にするの關鎖たることを得たり語を換へて曰は

「組合員間に於ける富者と貧者との資金をば理想的に近接せしめて資金の融和となり殊に小産者の利益を保證せしめたるの觀あり又利率の均一に就ては數理に反るは當然なれども當組合は期の長短金額の多寡により差等を設けず悉く一定の利率となせり蓋し小額の資金は重に小産者の使用に係り多額の者は割合資産家の運轉するものなれば此れが利澤の均霑を圖り以て組合の觀念を普及すべく設立の眞意を没却せざらんとせるによれり剰餘金は可成速かに基礎の鞏固ならんことを欲し先づ以て無配當主義を採用せり即役員をして無報酬の制度に據らしむるを以て其一部を賞與金となし利益の多少によりて酬勞的に分割するの外悉く準備金と別途積立金とに積立するものとせり爾來年所を経るに従ひて資金の豊富と伴ひ積立金亦増加し基礎漸く定まり明治四十五年に至り設立者の豫期せる所の機運に際會して出資金の償還をなすに至りたるを以て茲に其方針を改め配當制を採用する事ゝはなれり此れ現況に於て積立金が出資金を超過するに至りて資金に於ける亦聊か飲乏を感せざるを以て時宜に應じたる措置に出でたるものとす其分割の標準は準備金に百分の二十五(改正前百分の三十)別途積立金に百分の

五以上(改正前百分の六十)役員賞與金百分の十(改正前同様)にして其餘を配當金となす然れども現今尙積立金に重きを置き其處分をなすものとせり

第五節 信用程度表の作成と貸付金最高限度

信用程度表は毎年一月七月の二回に於て信用評定委員会を開き各組合員に於ける其程度を査定するものとす査定の方法は附點法によらずして階級法によれり顧ふに附點の法は理想に近かすと雖整理上煩雜にして且當組合の狀況に照し其調査の勞容易ならざるによりて苦心の結果階級法を考案したり即組合員の所有せる不動産其他動産等より生ずる一ヶ年の所得金と其有する出資額とにより基點なる者を算出す此基點の算出は其標準方法を合議の上決定し各委員分擔して調査を了し更に其性行經歷及家計の現況等により彼此參酌合議の上甲乙丙丁戊の五級と等外點たる己の一級を作り其程度を表示するものなり貸付に就き照査の場合は此程度と基點とによりて其可否を決するの標準となす例せば等外の程度を有する組合員には貸出すべき金額基點數を限りとし以上戊丁丙乙甲と順次

基點に倍加する等の如し而して摘要欄の設けあり期間中に於て此程度の基準とせる事項の變更を記入するの便に供す貸付金の最高限度は組合員間に於ける中産者と認むべき甲程度の貸付額と資金の分量とに應じて毎年總會に於て決定することなるも此最高限度なるものは其年度内に於ける貸付額にあらずして通じて其年度の現在額なることゝの意味に於て決定するを以て組合員の多數は自然に此最高限度の金額に達する程度を有せざるものとなり又資産家にして甲程度を有する者の如きは最高限度の爲程度に相應する丈の借入をなす能はざることゝなる而して調和は此間に於て圓滿に行はるゝものたらずんばあらず現今貸付金の最高限度は金參千圓なり信用程度表の様式を示せば左の如し

期別	甲	乙	丙	丁	戊	氏名	己	摘要
前期	○					甲野乙郎		貯金益佳
後期	○							

後期	前期	後期	前期
		○	○
	○		
成野 巳郎		丙野 丁郎	
○			
	債務不履行	品行頗ル改マル	

第六節 組合觀念養成の施設

産業組合の經營上當局者として尤も困難なる事項は何なりやとの問題に對しては躊躇なく組合員をして組合觀念を養成し其精神を會得せしむることにありと答ふるを得べし世人動ともすれば記帳の難きを曰ひ法令の不明を曰ふ抑も亦未なりと云ふべし當組合設立に際して深く重きを此點に置き勉めて組合觀念の普及に盡瘁せり蓋し既往に於ける所謂事業の故障とも見るべく業務の妨碍とも稱すべき事柄は其歸納する所概して組合の性質を了解せずして其觀念の足らざるに之れ由る此れ過去の經驗に於て苦辛せるものにして亦尤も切要なるを感得せ

るものなりとす然れども設立當初に於ける此れが施設を試みるを得ざるは亦止むを得ざるなり唯夫れ該方針を以て直接組合員に昵近して思想の鼓吹に努力し凡ての機會は之れを利用して組合の精神を説明し殊に總會の如きは極めて之れを善用すべく組合の趨勢現況は勿論組合の性質方針より其効果の舉否將來の希望等に及ぼし更に組合員としての心得に就き説明に餘力を剩さず以て之れが開發に資せんとす爾來組合の發展に従ひて着々此方面の施設を事實に現はし漸次訓育の効果を收めんことを期せり

イ、講話會 總會の時期に或は名士の來遊に際して講話を請ひて聽講せしめ或は組合役員をして講習會に出席せしめて報告會を開き或は諸種の會同席に臨みて傳道の任に膺り常に以て組合思想の普及開發を圖る

ロ、成申詔書謄本の頒布と捧讀式

成申詔書の煥發せらるゝや畏れ多くも産業組合の精神とも稱し奉るべきを想ひ此れが謄本をば各組合員に頒布せんことを決議し此れを額面に製して奉掲せしめ平常遵奉の至誠を致さしめ且凡ての會同に於ける必ず詔書の御捧讀を

行ふことゝなす

ハ、組合員心得の制定

戊申詔書煥發を記念とし豫て計畫中なりし組合員心得を制定し以て組合員たる者の規準となす其條項左の如し

組合員の心得

- 一、教育勅語戊申詔書の御旨趣は敬虔服膺を怠るべからざる事
- 二、組合は經濟の發達を期すると同時に徳義の増進を圖るものたることを記憶すべき事
- 三、獨立自助の精神を保持し併せて相互扶助の大義を忘るべからざる事
- 四、秩序を重んじ協同一致の實を擧ぐるに努力すべき事
- 五、組合の事業は即ち組合員相互の事業なるにより資金に貯金に組合觀念により之れが利用をなすべき事

以上の五ヶ條により其準依すへきの途を示し且つ此條項を援用して訓育の資となし此れに解釋を加へ其精神を説きて衆庶に示し以て組合の性質をば簡明

に會得し易からんことを期す

ニ、組合報の發行 組合の事業年度は一ヶ年なるを以て總會として一般組合員に報告するは年一回に過ぎず従て組合の状況に於て周知せしむるの機會少なきを以て其間に於て組合の現況及經營の方法並に訓育的論說講演等を纂輯し斯道の擴布に供せん爲當初謄寫版により之れを發行したりしも組合員多數なると謄寫の勞多くして其鮮明を缺く等あるにより明治四十三年より菊版約四十頁内外の冊子となし一ヶ年一回發行する豫定にて已に六輯に及べり其内容は前記の目的により努めて適切なるものを撰擇し組合經營に資する事項は可成掲載することゝせり素より僅々たる小冊子なりと雖組合員たる者業務の餘暇之れを繕讀するあらば因りて以て得る所少なからざるべく組合に關する智識組合業務の現況經營事業の狀態等を知るを得べし

ホ、巡回文庫の設置 巡回文庫は設立十周年を記念すべく設立者一同よりの寄贈に基す其藏する所の書籍未だ少しと雖重に經濟道徳修養等に關する書籍なり此巡回文庫は更に之れを八組に分ち之れを仁、義、禮、智、信、勤、儉、讓の部となし各

區域に交互巡回せしむることゝなす設置以來未だ設備完全ならずと雖漸次完成の域に進めんことを期せり

以上の外猶甚だ簡にして而も其効果の多きを認むるものあり即總會利用策の一なる福引券の問題なりとす此福引の舉行は總會に於ける趣味と訓育とに資すること比較的顯著なりと謂ふべし該問題は凡て組合對會社銀行の比較或は組合の特典性質及精神より組合員の心得或は組合より享くる所の利益組合組織の効果又は道徳或は報徳、經濟等の格言俚諺等を援用し一題毎に實物的説明を加へ頗る俗耳に入り易からしむるの手段とせり其他總會記念として組合名を染入れたる手拭組合名を記せる茶碗盆重箱其他日用品をば品名に因つて訓育的に説明を付し以て出席者に頒布したるが此福引を行ふに於て更に興味と効果の多きを認む蓋し組合に關する觀念が多少惹起せられつゝあるの際此れに關係せる實物指導は尤も頭腦に入り易きによるへしと信せらる

第七節 諸帳簿と諸規定

當組合の設立當時は地方に於ける簿記の觀念甚だ薄かりし時代に屬し産業組合に於ける帳簿様式の如き全く無之しなり於茲乎所謂折衷式なる帳簿を作成し偏に簡易ならんことを考究せり現今に至りては稍不完全なるを認むるも徐々改良すべく之れを襲用す故に茲に掲記するに足らずと雖其主なる者を擧ぐれば即日記帳、總勘定元帳、各種貸付金記入帳、各種貯金元帳、預ケ金元帳、借入金元帳、等にして其他有價証券記入帳、備品臺帳、雜費仕譯帳、日計帳、金錢有高帳、等あり而して亦組合員名簿、持分券臺帳、持分臺帳、等あり多くは最初より使用せる者にして完全なりと云ふを得ざるも亦其用をなすに足らんか猶參考として當組合に於ける諸規定をば擧示すべし

一、業務執行規定

第一條 業務執行に關し其事務に従事する者は自他相互の行爲に留意し凡て共同扶助の美風を養成するに努むべし

第二條 定款第二十條第二項により理事長一名常務理事參名を互選し理事會の決議により業務を處理するの責に任す但業務の都合若しくは理事會の決

議により他の理事をして業務を處理せしむることあるべし

第三條 本組合の執務時間は日曜日大祭祝日地方祭日の外毎日午前九時より午後四時迄とす其他休業する場合は其旨告示するものとす

支部出張所の執務日時は業務の繁閑により別に之れを定め該事務所に告示すべし

第四條 新たに加入を認許すべき組合員の出資拂込額は従前の組合員と同額迄を拂込ましむるものとす

第五條 貸付を受けんとするものには貸付請求書を提出せしむ請求書には金額使途保證人氏名返済年月日及び約束貯金をなすべき旨を記載すべきものとす

第六條 理事が貸付請求書を受けたときは其各事項を調査し信用程度表に照合し以て其許否を定むるものとす

第七條 前條により主任理事に於て差支なきものと認むるときは更に理事長に回議し其承認を経て貸付の手續きを了するものとす

支部に於て貸付を爲すには別に定むる標準までは主任理事に於て専行し其他は凡て前項に仍る

出張所に於て取扱ふ場合亦同じ

第八條 期限は定期償還又は年賦償還の二種となし其目的を參酌し組合員の希望により之れを定む定期償還は一ヶ年年賦償還は五年を踰ゆる事を得ず但特に規定により貸付くるものは其定むる所による

第九條 貸付をなすには組合の指定せる證書により保證人を要し若しくは擔保を供せしむるものとす但信用程度充分なるものに對しては本項によらざることを得

第十條 借入金證書に要する印紙税、抵當權設定登記に要する登録税其他必要な費用は債務者の負擔とす

第十一條 貸付金に對する利子は元金返済期は勿論貸付の月より起算して六ヶ月毎に納付せしむるものとす

第十二條 貯金貸越は凡て擔保を要すべし其利率は定期貸付の利率による

利率に改正ありたるときは其都度改正利率に依る而して利子の拂込は毎年拾貳月貳拾壹日を以て支拂はしむるものとす

第十三條 債務者にして其義務を怠るものは之れを催告すべし但出張督促をなしたる場合若しくは催告二回以上に及ぶときは債務者をして其費用を辨償せしむることあるべし

第十四條 貯金利子計算は複利法により之れを元本に編入す其計算期は事業年度によると雖も決算上の都合により毎年拾壹月を以て限界とす

第十五條 貯金は特に規定によるもの、外壹圓未滿並に預ケ入れの月及拂戻の月は利子を附せずと雖も預ケ入の日附が拾五日以前なる場合は半ヶ月分の利子を附するものとす

第十六條 貯金者は預ケ入の初め印鑑を提出すべし拂戻の時は本人にあらざる場合には此印鑑と符合せるにあらざれば現金を交付せざるものとす

第十七條 貸付及貯金の利率の變更は豫て各事務所前に告示すべし

第十八條 理事會は理事長之れを召集す其決議は半数以上の出席により過半

數を以て之れを決す其決議の要旨は會議録に記載し出席者之れに署名又は封印をなすべきものとす

第十九條 事務所の經費は理事長の回議を経たるものにあらざれば支拂ふことを得ざるものとす

第二十條 理事は決算期の外毎年七月上旬に於て前月末日迄の各勘定科目に付監事の立會を求めて該精査を行ふものとす

第二十一條 每事業年度により處分完結したる文書は各部類別に整理保存すべし

第二十二條 本細則の改正は理事監事の協議を経るものとす但三分の二以上の同意あることを要するものとす

二、信用程度表査定標準規定

第一條 信用程度表の作製に付其程度を評定するには左の各項により之れを査定するものとす

- 一、性行經歷 勤勉なりや否や敗徳の行爲ありや否や平素の品行奈何約束の履行奈何既往數年間の行爲及其從事せる業務の性質奈何
- 二、經濟の現況 收支生計の度合資産増減の度合其他財産上現時の狀況或は負擔の程度
- 三、不動産の所得 納租額或は反別等より一ケ年間の収入を標準とし所得額を定むること
- 四、雜所得 不動産以外より生ずる貸金預ケ金或は其の他の動産より生ずべき収入を所得となすこと
- 五、出資金 口數により拂込出資額を標準とす但第一期組合員には持分の幾分を加算するものとす
- 第二條 前條第一項、第二項を參酌考量して甲、乙、丙、丁、戊の五級と及甚だ低位の者を已とし之れを六級に分つものとす
- 第三條 第一條第三項、第四項の合計に五項を加へ以て基準を作るものとす
- 第四條 信用の程度は基準を基礎とし此れを戊の程度とし以上は之れに倍加

己は基準以内の程度たるべし

第五條 前各項によるの外組合に於ける取引上履行の狀況は其時々之れを酌量し第二條により之れを上下するものとす

三、定期貯金規定

- 第一條 當組合貯蓄獎勵の爲め定期貯金の法を設け本規定に依り之れを取扱ふ
 - 第二條 定期貯金の種類は期限を三ケ年滿期五ケ年滿期の貳種とし金額を一ケ月拂込金五拾錢壹圓、貳圓の參種とす
- 其拂込金額及滿期拂戻金額は左表による

參ヶ年定期		五ヶ年定期	
毎月拂込額	滿期拂戻額	毎月拂込額	滿期拂戻額
金五拾錢	金貳拾圓	金五拾錢	金參拾五圓五拾錢
金壹圓	金四拾圓	金壹圓	金七拾壹圓
金貳圓	金八拾圓	金貳圓	金壹百四拾貳圓

第三條 定期貯金の拂込期日は毎月拾日迄に之れを拂込むべし期日後は拂込をなすも之れを翌月分に繰り入れ期間の計算に算入せざるものとす
拂込結了して満期に至りたる時は之れを拂戻すものとす其拂渡期日は拂込終了せる月の翌月末日とす

第四條 貯金者にして中途拂込をなさざる場合に於ては故意又は怠慢に由ると認むる時は貯金元本のみを拂戻し不得止事情の爲め拂込むこと能はざるに至りたる者と認むる時は利殖金の貳分の壹を元本と共に拂戻すべし
此拂戻計算は當該年度決算期に於てし終了後三ヶ月以内に之れを拂渡すものとす

第五條 貯金者は毎月間断なく拂込むべきものとす若し拂込を怠るときは其月数は之れを除外して定期の期間に算入せざるものとす拂込をなさざること三ヶ月以上に及ぶ時は前條により之れを處分するものとす

第六條 組合員の便宜を謀り一地方に於ける貯金者の數五拾口以上にして貯金總代を置く場合に於ては特に協議の上出張取扱をなすことあるべし

四、特別貯金規定

第一條 特別貯金とは組合員にして毎月間断なく貯金をなすべく其貯金額出資一口に對して金參拾圓に達する迄拂戻しをなさざる契約を以て本規程により貯金するものを謂ふ

第二條 本規定により特別貯金として取扱ふべき金圓は左の種目たるべきものとす

- 一、組合員が出資拂込を了りたるものにして其出資の拂込と同額の貯金
- 二、當組合より分配すべき持分配當金 但第一の貯金をなすものは第二の貯金をなすべきものとす

第三條 本貯金の利率は普通貯金の利率より一分高とし其利率の變更に伴ふものとす

第四條 本貯金は豫定金額に達する時は之れを拂戻すべし 但負債あるものは此れが償還に充用し其他は普通貯金に振替ふるものとす

第五條 第二條第一の貯金は其拂込期日を毎月一日とし第二に就ては其拂渡

しを受くべき期日とす 但第一の貯金は期日前拂込むことを妨げず

第六條 本貯金をなす者の拂込に就ては當組合定款中出資拂込の規定を準用す

第七條 貯金をなさるること參ヶ月以上に及ぶときは積立元金の外其利殖金を失ふものとす該利殖金及過怠金は此れを準備金に編入するものとす

第八條 本貯金の利率の計算は第二條第一の貯金は其月より第二の貯金は其翌月より利子を付し毎年拾壹月末を以て限界とし拾錢以上利子を付し複利法により計算す

第九條 本規定による貯金の取扱は明治四十五年に於て定款變更認可の翌日より開始し出資預金として拂込みたる金額は之れを本貯金と見做すものとす

五、約束貯金規定

第一條 約束貯金とは當組合の資金を利用する者に對し組合以外に於ける普通取引の利率と當組合に於ける貸付利率との差額をば利子拂込の際之れを

受け入れ本規定により貯金せしむるを謂ふ

第二條 組合員は貸付請求の際本規定により貯金をなすべく申込書に記載すべし

第三條 貯金金額に厘位を生ずる時は凡て之れを錢位に切り上げ貯金するものとす

第四條 本貯金は左の事項に該當するの外拂戻しをなさざるものとす

一、組合員脱退の時

二、不慮の災厄に遭遇せる時

三、負債の償却を終りたる時又は其貯金額が返金の用に供するに至りたる時

第五條 本貯金の利率は普通貯金の一分高とし拾錢以上利息を附する外其計算は普通貯金と同一の方法によるものとす

第六條 普通利率の標準は當分左の通りとす 但周圍の状況により此標準を變更することを得

一金五拾圓以内 壹割壹分

一金五拾圓以上 壹割

第七條 本規程は明治四拾五年度より實行す

六、特別貸付金規定

第一條 特別貸付金の總額は別途積立金の半額を以て最高限度とす

第二條 特別貸付金は左の事由により之れを行ふ

一、生産に關し利益を收得するに長期を要する永遠の有利事業を目的とし放
資するとき

二、土地改良事業、地目變換、開墾其他水利事業の如きものにして確實なる見込
ある時

三、不慮の災害に罹りたるとき又は不得止事由に基因する債務の爲め家政の
改革をなす時

第三條 組合員が貸付を請求する時は前條一號、二號の場合に於ては設計書第

三號の場合は其事故を證する書面を添付し特別貸付請求書を提出すべし

第四條 特別貸付は證人を要し且擔保を供せしむるものとす但債務者信用の
程度充分に餘裕あるもの限り連帶保證の制により前項に仍らざることを

得

第五條 特別貸付金の利率は普通貸付金の利率より低歩とす其利率は隨時理
事會の決定によるものとす

第六條 返済期限は五年以内とす但し債務者の希望により年賦償還の方法と
なすことを得

第七條 債務者にして使用の目的に反する時は期限の奈何を問はず直に辨濟
せしむるものとす

第八條 本規定により貸付をなすには理事會の決定に依り監事の意見を徴し
合議の上之れを履行するものとす

第九條 當組合が地方低利資金の借入れをなしたる場合は其借入金に對し第
一條の制限に拘らず本規定により貸付をなすことを得るものとす

七、臨時年賦貸付規定

第一條 今回の洪水に於ける罹災者の爲め當組合は相互救濟の主義を擴張し
此れが復舊に關して使用する資金に限り本規定に依り年賦貸付を行ふ

第二條 本規定により貸付すべき資金は別途積立金の半額を以て限度とし一組合員に對しては金貳百圓を以て限度とす

第三條 貸付請求者は復舊工事に關する設計書及被害の事由を記載せる書面と共に請求書を提出すべし

第四條 請求書には左の各號の一を具備するものたることを要す

一、對人信用によらんとするものは有力なる保證人貳名以上の承諾を得て之れが證印を受けべきこと

二、物上擔保によらんとするものは其物件目錄及證人一名の氏名を記載すること

三、連帶債務によらんとするものは五名以上の共同にして其連帶者の氏名及其各自の使用金額

第五條 貸付期限は之れを五ヶ年として年賦償還の法により別表の割合により之れを拂込ましむ 但債務者にして定期償還を希望するものは其事情を調査し五ヶ年以内に於て之れを定むることを得此場合に於ては利率は年七

分五厘とす

第六條 債務者にして資金を目的以外に使用し又は正當の事由なくして工事に着手せざる時は此れが契約を取消し即時返金せしむるものとす

第七條 年賦貸付の償還期に於て債務者が拂込を遅延したるときは此遅延に對しては別に利子を支拂はしむ此利率は日歩とし金百圓に對し一日に付金參錢とす

第八條 前條の年賦償還期或は定期貸付に於ける利子の支拂が其支拂期限を経過すること參ヶ月以上に及ぶときは其事情により期限の何時たるに拘らず全部の償還をなさしむることあるべし

第九條 此規定による貸付を請求する者は明治四十四年貳月末日迄とす

年賦償還拂込割合表

元 金 額	年 賦 償 還 期	拂 込 む べ き 金 額
金 壹 百 圓	初 年 目	金 貳 拾 四 圓 參 拾 九 錢

全	全	全	全
五年目	四年目	参年目	貳年目
全上	全上	全上	全上

附則 本表は元金壹百圓に就ての元利償還割合を示すものにして凡て此比例により償還額を定むるものとす又年賦償還期の何年目とあるは貸付の日より起算して拾貳ヶ月目を指すものにして償還期日は該當せる月の末日を以て支拂期日と定む

八年賦償還金貸付規定

第一條 本組合は特別貸付規定により貸付し得べき事由若しくは土地購入に要する資金にして年賦償還を希望する者に對し本規定により貸付をなすものとす

第二條 貸付の期間は拾年以内に於て之れを定め都合により据置期間一ケ年

を置くことを得

第三條 本貸付金は證人を要し且擔保を提供せしむるものとす 但債務者の信用程度甲にして有力なる保證人貳名以上ありて組合の要求に應じ何時たりとも債務者若しくは保證人は其權利を主張せず直ちに擔保を提供すべき契約をなす場合は特に前項によらざることを得

第四條 貸付請求者は用途及事由を證する書面に擔保目録を添へ請求書を出すべし

前條但書によらんとするものは保證人の承諾書を添付するものとす

第五條 本貸付金の利率は普通貸付金の利率より一分の低率とす利子の計算は此れを年度により積算し六月拾貳月の二期に分ち償還せしむるものとす

第六條 前條の償還期に於て指定の期日に拂込まざるものは別に遅延日歩を徴收す其利率は金百圓に付一日金參錢とす

第七條 債務者若しくは第三條但書による保證人にして定款第十六條の事項に該當するに至りたる時又は該貸付金が請求の用途に使用せられざるとき

は期限の奈何に拘らず全部の償還をなさしむることあるべし

第八條 本規定による貸付は大正四年度より之れを取扱ふ

九、實費辨償料支給規定

第一條 役員及事務員にして職務の爲め出張したる時は實費辨償料として路程に應じ壹里に付金拾錢の旅費を支給し左の區別に依り手當を支給す

一 區域内一日に付金參拾五錢 一 區域外一日に付金五拾錢

第二條 信用評定委員にして執務したる時は前條に依り手當金を支給し猶出張したるときは前條の旅費を支給す

第三條 宿泊を要する場合は宿泊料を支給す宿泊料は左の區別による

一 郡内壹夜に付金七拾五錢 一 郡外壹夜に付金壹圓

第四條 旅行にして汽船若くは汽車の便による場合は一海湮若しくは壹哩に付金參錢を支給す

第五條 役員にして會議に出席する時は一回に付金貳拾五錢の手當を支給す

第六條 役員及事務員にして事務の都合に依り執務夜業に亘る場合は手當と

して金拾五錢を支給す

第七條 總代人に支給すべき實費辨償料は別に定むる所による

十、總代人設置規定

第一條 當組合に總代人若干名を置く

第二條 總代人は名譽職とし其區域内組合員の推薦に依り理事之れを囑托す

第三條 區域は組合員の數拾名乃至參拾名を標準とし理事之れを定む 但し

地理の情況により此標準によらざることを得

第四條 總代人は理事に隸屬し業務執行の補佐をなし或は理事の諮問に應じ

其意見を陳するものとす

第五條 總代人には實費辨償料を給するものとす其支給額は理事之れを定む

十一、監査規定

第一條 本組合監事の執務に關しては法令に定むる所による外猶本規定による

第二條 監査會を臨時と定期となし定期會は例日を定めて之れを行ひ臨時會

は理事の請求又は監事の意見により隨時之れを開く

第三條 定期監査の期日は左の期日とす

本部事務所 毎月拾壹日

支部事務所 一月、四月の各拾貳日
七月、十月の各拾貳日

貞元出張所 一月、七月の各拾參日

大貫出張所 一月、七月の各拾四日

但該期日が日曜其他休日に該當する時は順次繰り下ぐるものとす

第四條 定期監査會に於ては監事の協議に因り豫め其擔任を定むる爲め當番監事を置くことを得

第五條 本組合に監査日誌を備へ出勤其他監査の状況を記入するものとす

支部出張所に出勤せるものは前項に關する報告を本部事務所に提出すべきものとす

第八節 記念事業

凡ての機會を利用して組合思想の普及を希圖すると共に記念すべきの好機に際せば之れを逸せずして此等の効果による該思想の發揮を努むるは蓋し徒勞に屬せざるものと信ず此れ記念事業に對する本組合の着眼點にして且つは事業の撰擇に留意する所なり即明治四十四年設立滿十年の祝典に際し設立者より巡回文庫の寄贈ありたるにより記念として記念巡回文庫規程を設けて之れを擴充せんとし之れが設備に努め(本章第六節中參照) 東宮殿下本縣に行啓在せられたるに際しては當組合附屬事業として相互救済の大義に基き積善慈愛の觀念に仍り積善救済規定を設けて吉野信用組合積善救済部を興し事業としては死亡吊慰、災厄慰問、義務教育の補給、疾病傷痍に於ける醫藥の補給、兵役者の慰勞等をなさんとす而して此等の目的を達する素より容易の事にあらず然も亦組合員の零細なる資金により其餘徳の累積を期するに於ては相當の期間を要するや勿論なりとす現今基金の總額は金參百五圓九拾九錢(大正四年度末現在)にして未だ微少なりと雖徐々として誠意を累ね着々として赤心を積まば經營辛苦の効將さに以て他日の大成を期すべきのみ明治四十五年 明治天皇の御登遐あらせらるゝや其御高德を頌する記念とし

て記念貯金規定を設けて十年据置貯金を行ひ此期間に於ける利殖金の一部を割讓して社會公益事業の資金に出捐せんことを約す此れ單に貯金を獎勵して個々の記念となすべきに止めず其餘徳をば共同の力によりて集結しよりて以て記念の記念たるべき事業の遂行を期圖せり(本章第三節中參照) 今上陛下の御即位御大典に際しては地方自治體の現狀に鑑み尤も緊要なりと認むべくして然も其事蹟の尤も擧らざる教育資金の缺陥を補足し且此等觀念の勃興と促進とを希ひ組合員の至誠を捧げて區域内に於ける各小學校に基本金の寄附行爲に出づべく既に總會に於て満場一致の決定に成り其寄附せる金額は計金壹千九百六拾圓なりとす左に此等の規定を掲記すべし

一、記念巡回文庫規定

- 第一條 當組合設立十周年祝賀として設立者より寄贈せられたる巡回文庫は其厚志により之れを記念巡回文庫と稱す
- 第二條 記念巡回文庫は或る期間を定め各區總代人方を巡回せしめ普く組合員の閲覽に供するものとす

第三條 當組合は本事業維持の爲め隨時書籍を購入し又は篤志者の寄贈を受け其書籍の新陳代謝を謀るべし

第四條 閲覽を了へたるものと認むる書籍は順次之れを事務所に保管し組合員の希望に應じ其借覽に供すべし

第五條 本事業の爲め寄贈せられたる金圓物品等は篤志者姓名録を製し之れを寄贈せられたる金額品名數量及其姓名を記載し其芳志を傳ふるものとす

第六條 本規程に規定せられざる事項に關しては役員會の決定によるものとす

二、吉野信用組合積善救濟規程

第一條 明治四拾四年 東宮殿下本縣行啓記念として當組合は本規程に基き慈善の旨趣により相互救濟の事業を行ふ

第二條 當組合員は本事業を執行する爲め積善の意志より分に應じて毎月多少を論せず義捐すべき義務あるものとす

第三條 當組合が本規程により行ふべき事業の概目左の如し

- 一、組合員にして死亡したる時は吊慰金を贈與すること
- 二、不慮の災厄に遭遇したる組合員に對し慰問をなすこと
但慰問に就ては併せて物品若しくは金圓を贈與するものとす
- 三、組合員にして家計上の都合より子弟の義務教育上困難を感ずる者に對して學資の補給をなすこと
- 四、組合員にして疾病傷痍等により生計の都合上治療を受くる能はざる如き者に對して醫藥の補給をなすこと
- 五、組合員にして兵役に就く場合に於ては服役間慰勞金の贈與をなすこと
但戰時事變等臨時召集せらるゝ場合亦相同じ
- 第四條 組合員の家族にして前條に該當する場合に於ては事情により役員會の決定を経て本規程を準用することあるべし
- 第五條 本規程に於ける目的遂行の爲め基金の積立を行ふべし基金に積立つべき金額は毎年収入の半額を以て標準とし當組合に於ては特別會計として之れを保管し併せて其利殖を圖るべし

- 第六條 本規程による収入支出の豫算及決算は理事之れを作り總代人會の決議を経へきものとす
 - 第七條 事業執行に關する細則其他本規程の精神に反せざる必要の事項は凡て總代人會の決定する所によるものとす
 - 第八條 當組合解散する場合に於ては其積立せる基金及殘金等は本規程と目的を同ふせる慈善團體或は法人に寄附行爲をなし若しくは新たに設立せらるゝ同一の目的を有する法人或は慈善團體に引繼ぐべきものとす
- 積善救濟規程執行細則
- 第一條 義捐金は義捐金臺帳を調製し一ヶ年毎に其金額及氏名を登録し以て其芳志を永遠に傳ふるものとす
 - 第二條 基金は基金臺帳を作製して此れに登載し置き其現況を明瞭ならしめ且之れを永久保存となすべきものとす
 - 第三條 年度内收支に關する諸帳簿は適宜之れを作製し其收支を明瞭ならしむべし關係文書の編綴亦同じ

第四條 現金出納に就きては凡て當組合貯金としての取扱により保管し預け入れ拂戻の手續きによるべきものとす 但基金に對しては役員會の決議により國債證券或は確實なる有價證券とし保管することを得

第五條 組合員にして死亡し又は火災等に罹りたる時は親族又は本人より直ちに當組合事務所若しくは支部事務所へ届出でらるべし

第六條 組合員にして本規程第三條第三項第四項により補給を受けんとするものは該區域總代人の認證を経て其旨申出らるべし

第七條 組合員にして兵役に服する時は其兵種入營部隊及入營の期を届出べし家族にして服役する場合亦同じ

第八條 本細則第五條第七條の場合に於ては一週間以内に於て届出をなさざる時は本規程を適用せざるものとす 但天災其他止むを得ざる事由あるときは此限りにあらず

第九條 本細則第六條により組合員よりの申出が多數の場合に於ては申出の順序によるものとす故に事宜により之れを翌年度に繰り延すことあるべし

第十條 本規程により支出すべき金額は左の標準による

一、組合員の死亡に就ては吊慰金五圓

二、火災に罹りたる者に就きては自己の過失による場合は慰問金貳圓其他の場合に於ては金參圓 但本項は罹災の程度により之れを斟酌し猶家族なるときは其貳分の壹とす

三、疾病傷痍の補給額は醫藥料の貳分の壹

四、義務教育の補給は教科用書籍及用紙或は其代金

五、兵役に就ては服役期間一ヶ年慰勞金貳圓猶家族にありては其貳分の壹

第十一條 前條の標準は毎年豫算に於て之れを増減することを得又當分の内其事業の一部を執行せざることを得

第十二條 豫算に不足を生じ又は豫算外と雖臨時必要なる支出と認むる時は役員會の決定により之れを支出することを得 但次回の總代人會に於て其承認を求むべきものとす

第十三條 義捐金の集收方法は總代人會の決議により之れを定むるものとす

第十四條 本規程の實行は明治四十四年七月一日よりとす

三、記念貯金規程

第一條 本組合は

明治天皇御頌徳記念として本規程を設け記念貯金の事業を行ふ

第二條 本組合の組合員たるものは本規程により貯金をなすべき義務あるものとす

第三條 記念貯金は拾ヶ年据置きとし該期間中拂戻しをなさざるものとす
天災地變により又は止むを得ざる事由により貯金繼續の見込なきに至りたる時若しくは脱退となる場合は拂戻すことを得るものとす

第四條 記念貯金は甲乙の二種に分つ甲は一時に預け入れをなし置くものを謂ひ乙は毎月間斷なく一定の貯金を預け入るゝ者を謂ふ
甲は其金額拾圓以上百圓迄とし乙は五錢、拾錢、貳拾錢、五拾錢、壹圓の五種に限るものとす

組合員は其何れの貯金をなすべきかを貯金開始前事務所に申出べし

第五條 本貯金の利率は年七分貳厘とし拾錢以上利子を付し毎年拾貳月を以て限界とし複利法により積算す 但し預け入の月は利子を付せざるものとす
利子計算上錢位未滿の端數を生ずる時は凡て之れを切捨つるものとす

第六條 本貯金の乙による者は其月貳拾壹日迄に預け入をなすべし同期日を過ぎて預け入れをなしたるときは此れを翌月に於て預け入れたるものと見做し利子の計算を行ふ

本條乙の貯金をなす者は數月分を合算して預け入れをなすことを得 但年度末に至り豫定の貯金額を了せざる時は其預け入をなしたる最終の月より利子を附せざるものとす

第七條 本貯金は預け入れの月を除き拾ヶ年を以て滿期とし其翌月末日迄に之れを拂渡すものとす

第八條 本貯金は頌徳記念の精神を表する爲め拂戻を得るの際に於て其利殖金に對する百分の四に當る金員を公益事業の費用に充つる爲め本組合に提供すべきものとす 但讓渡等による任意の脱退者は其百分の拾を提供すべ

きものどす

第九條 前條に依り提供を受けたる金員は本事業終了まで本組合に於て保管し結了後役員會の決議により總代人會の承認を経て本組合附屬事業若しくは其他の公益事業の經營に對し提供するものどす

第十條 本貯金の開始期間は、大正二年五月貳拾日より同年拾月貳拾壹日迄とす

第拾壹條 本規程以外の手續等は當組合貯金の取扱に準ずるものどす

四、御即位御大典奉祝記念事業

本事業に就ては大正三年一月通常總會に於て滿場一致區域内各小學校に基本財産寄附の事を可決せり此記念寄附金は各組合員の奉祝の赤誠を表する爲め勤儉の餘澤より生ずる處の凝結體にして又組合が自治自主を要素とするの精神より教育の獨立を希望せるものどす即ち左に當時の議案と並に御大典御舉行中提出せる寄附願書とを掲記すべし

議案

(大正參年壹月貳拾八日第十三回通常總會提出)

御即位御大典奉祝記念の爲め當組合區域内各小學校へ基本財産として左の通り寄附せんとす

- 一金壹千圓 吉野高等小學校
- 一金四百圓 周南高等小學校
- 一金貳百圓 貞元高等小學校
- 一金貳百圓 大貫高等小學校
- 一金壹百圓 佐貫高等小學校
- 一金六拾圓 飯野高等小學校

但本件決定の上は寄附に關する時期方法等凡て之れを理事會の決定に一任すること

寄附願

(大正四年拾壹月拾日各村に提出)

君津郡吉野村絹貳百六拾參番地

一金壹千圓也

有限責任吉野信用組合

右者今般

今上陛下御即位の大禮を行はせらるゝに際會し本組合は茲に奉祝の誠意を捧げ記念の爲め頭書の金圓別紙條項に依り貴村小學校基本財産充實の一助として寄附仕り候間願意御採納被成下度此段相願候也

大正四年拾壹月拾日

右組合

理事長 矢

部

八

彌

吉野村長 小 熊 平 衛殿

吉野信用組合記念寄附金に關する附帶條項

第壹條 名稱 本金を吉野信用組合大典記念教育基金と稱すること

第貳條 保管 一、本金は確實有利なる方法を講じて利倍増殖を圖り蓄積せらるゝこと

二、前項蓄積は當該學校に於て基本財産より生ずる收入により經常費の凡てを支辨するに足るに至れる時は此れを停止すること

三、蓄積を停止したる時は基金は之れを永遠に維持し此れより生ずる收入は當然教育費の支辨に供すること
第參條 報告 本基金は特別會計となし其現況をば年度末に於て本組合存在中報告せらるべきこと

以上

一金四百圓

前同文

周南村長 能 城 昌 喜殿

一金貳百圓

前同文

貞元村長 宮 崎 國 作殿

一金貳百圓

前同文

大貫村長 鈴 木 雄 殿

一金壹百圓

前同文

佐貫町長 大 森 俊 殿

飯野村長 石井忠五郎 殿

然して各町村に於ては該趣旨を採納せられ附帯條項承認の上受入方通知ありたるに因り夫々拂込の手續きを了したり願ふに本基金が記念の目的を達成せんとする素より多くの年所を要すべしと雖此れが爲め公共心の發動に影響を與へ且つは基本財産造成に對する觀念を惹起する如きあるに至つては間接的に於ける効果亦少なからざるべし試みに吉野村に對する基金に就き計算すれば向後六拾年目には年六分の利殖として金參萬四千七百餘圓となるべく此れを七分貳厘とせば金六萬九千餘圓に達すべし然らば即時勢の推移を別問題となさば優に現今の經常費を支辨し得るに至るべし況んや他に基本財産蓄積方法の設けあるに於てをや其目的の貫徹も近き將來に期待すべきを疑はず若し夫れ此の彼岸に到達するの期は即本事業の成果を得たるの日にして蓋し亦誠の結晶が好箇の記念となれるものならずとせんや

以上の外組合として平時尤も記念すべきは其設立認可を得たるの日なりとす當

組合此に見るあり殊に設立者を優遇して設立當時の苦辛を忘却せず其感想を慰め以て懷舊の情を促す爲め設立記念會を開き來ること創立以來累年敢て渝るなく以て現今に至れり而して此れが費用は全く役員好意の出捐に係り此好箇の記念日をして趣味ある記念たらしめんことを期す蓋し設立者及役員一堂に會して歡談笑語意志の疏通を謀り温情を交換して既往を慰め將來を憶ふは秩序維持上有益と認むるのみならず組合業務の進運に好影響を與ふるものたるべきを信ずるものなり

第五章 設立後の狀況

第一節 資金融通の狀態

設立當初組合旨趣の普及せられざるの時に際しては組合事業の真相を知るもの少なく且つは一種の感想に阻止せられて之れを利用するの觀念に乏しく或は融通講的に考へ或は單に貯金的に解し併せて其利便を享受せんとするものなく資

金の入用あれば從來の取引先に申込み止むを得ざる時にあらざれば組合に依ることなきは殆ど常態なりき故に毎月出資拂込に充用する月賦拂込をなすの外何等必要なきの觀を呈せしが時勢は益時弊を造りて個人間取引の澁滯となり愈資金融通の圓滑を欠くに至れり此機に際し一面には組合思想の鼓吹によりて其精神の發達を圖り一面には其業務の普及に努めたる結果其真相を知了するに及んでは組合は真に我々組合員の共同金庫なる如きの觀念によりて取引關係を生じ來り自己の信用によりては借入の容易なる且低利にして而も利率を問ふの必要もなく何時にても都合上分賦償還を得る如き等此れを從來に於ける貸借關係に比しなば其便否實に霄壤の差あるを認むるに至り其取引を重するに従ひて益信賴の度を増し不知不識信用の尊重となり平素の行爲が信用程度表作成の一要素となり延て自己の享くべき福利に關係を及ぼすの理を悟り相互に戒飭し悻徳の所行を慎しむに至れるが如し此れを設立前に於ける取引の状態より設立當初を経過せる現今に於ける状況に及ぼしなば其推移の著しくして資金運轉上の圓滑を來し取引履行の確實となり殆ど一變せるの感なくんばあらざるなり

第二節 貯蓄思想の普及

貯蓄思想の發達は着々事實の上に顯はれつゝあり組合員が當初加入せるの場合其貯蓄的なる僅少の出資拂込が奈何なる觀念によつて拂込みたるかは當時の状況によりて其苦痛なりしを想像するに難からず然るに歲月を経るに従ひ節儉若しくは勤勉によりて之れを遂行せんとするの状態を呈し漸次貯蓄の効果を樂しむが如き傾向となり此等の觀念に伴ひ其波及の度に從ひて貯金は穩健なる増加率を以て累進し其獎勵の施設と相俟つて秩序的に發展し來り遂には一部の者一團となりて競ふて零碎なる金錢を集合し又は隣保相謀り交互集金の勞を執りて自己の任意を抑制するの手段にも供し各貯金に勗むる等自覺的の施設を見るに至れるは奈何に其思想の變轉せるかを知るべし而して其結果は累年貯金額の増加と貯金口數の累進とを示し今や組合員の全部に亘りて貯金をなさざるものなきに至れり以て奈何に其觀念の普及し來りつゝあるやを立證するに足る

第三節 經濟上に及ぼせる影響

農家經濟の事たる素より確たる統計の信據すべきなく其比較を示して立證するの數字なきを憾みとす然れども農家の衰頹が所謂世襲的なる如き舊債に基因することは何人も疑はざる所にして此舊債に對し低利の資金を供給して高歩の債務を驅逐したるの一事にても其影響する所至大なりとす然して又農業資金の最たる肥料代金の如きも其資金を得るに慮らずして其時價の奈何を慮り殊に共同購入の方法により從來の如く必要に迫られ利子の高歩なるも市價の奈何なるをも顧みるに違あらずして商家に依頼するが如きは殆ど之れ無きに至り其收穫物に於ても亦然りとす必要の資金あるも廉價なりと認むるに於ては敢て販賣せざるべからざるの境遇を脱して時機の到來を待つを得べく以て損失を防ぐに足る殊に漁業資金の如き漁船若しくは漁具を作るに當り從來の如く敢て高歩なる利子を犠牲となすに及ばず漸く組合旨趣の徹底するに及んでや將さに高利の羈絆を離脱せんとするものゝ如し蓋し地方民の負債額は素よりの確に之れを知る

を得べき材料なしと雖債權擔保に供せらるゝ土地の如き著しく減少せるの形跡あるのみならず負債額の減少も亦疑なきの事實と認むるを得べし既に組合思想の普及せる現時に於て貯金額の増加率に比例し貸付額の増加の伴はざるによるも其真相を窺知するに難からず殊に亦貯蓄心の發達に従ひ零碎の資金又は常に囊底に藏せられし金員とか信用と便利とによりて集積せられて地方資金の潤澤を助成し而して産業資金に向つて甚だ低位なる利率により細民の間に運轉流通しつつあるに於ては其亨くる所の便益の鮮少なからずして其經濟上に及ぼす所程度亦知了するを得べし

第四節 風紀に關する影響

當組合設立以來己に拾數年を経過し經濟上に於ける効果は之れを表示することを得るに至れりと雖風紀の改善に就ては社會に紹介し得べき著しき特殊の材料を有せざるは遺憾なりと謂はざるべからず蓋し風習の久しき慣以て性となり容易に改易すべからざるは實行の局に當れる者誰か首肯せざるものぞ當組合の設

立せらるゝや定款に於て殊更明文を示して經濟と道德との改善を標榜し常に此方面に意を注ぎて苦心訓化に努めたる抑も亦効果なきにもあらざるべし願みれば文明の惠澤は益人民を驅つて奢侈に傾くは止むを得ざるの趨勢なるべし當地方に於ける華奢の風は己に膏盲に入りたるに於てをや此間に於ける營々として勤儉の必要を唱へ孜孜として貯蓄を奨励し親しく事例に接せしめたる如き不知不識の間に於て一般に勤儉の思想を振作せるは疑ひなきことにして其風習の推移せられたるをば知るべし又協同の力によるにあらずんば到底社會の競争場裡に立つ克はざるの理を示し且輯睦の尤も欠くべからざる要素たる所以をば組合業務の事績によりて好例となし且共同の効果が齎らす福祉を實現せしめたるに於ては遂に共同の必要を悟了して其觀念の轉化せるものゝ如し此等は實に總會に於ける融和の事實に徴して察知するに餘りあり其他記念事業としての積善救濟部に於ける施設方法の如き記念貯金に於ける公益資金の出捐を約するが如き亦御大典奉祝の誠意を表すべく教育基金の寄附行爲に出たる如き皆此風紀の改善に伴ふ所の現象にして其風習の變移せる徵候となすに足る即精神的改善漸次

其緒に就き其効果の收得亦期待すべきの感なくんばあらず之れを要するに風紀の上に及ぼす影響は爾今益事實となつて出現すべき順序にありて過去に於ける所謂整理時代と稱するの妥當なるべきを信せずんばあらず

第五節 組合員の享受せる利益

設立以來組合員の直接間接に收得せる効果の外更に數字を以て明示し得べき利益をば計算して参考に資せんとす既往に於ける組合の機關により運轉せる資金は在りて其高にトハ今實りハ貯蓄金額四萬九千八百八拾餘圓貸付金額九拾五萬四百貳拾餘圓なりとす然して組合の利率と他の周圍の利率とを比較するときは貸付に於て二分貯金亦一分五厘以上の差あるを認むべしされば貸付に於て金壹萬九千〇八圓餘貯金に於て金六千〇貳拾貳圓餘計金貳萬五千〇參拾圓は利率より生ずる差額にして此金額は組合と取引せる所の組合員の囊中に殘存せるものたるを知らるべし又出資金として貯蓄せる金額に就き其の増殖の歩合を較算せんに零碎なる資金をして單に銀行若しくは郵便貯金に托するものとせば之れを

平均年五分と見做すことを得べし此計算による時は大正元年度末に於て出資一口に對し第一期組合員金四拾參圓七拾五錢八厘第二期組合員金貳拾五圓四拾壹錢參厘となるべく同年度決算終了の上出資減少權利平等の精算後より大正四年度末に於ては第一期組合員出資一口に付金參拾貳圓貳拾九錢九厘第二期組合員金拾參圓貳拾九錢四厘に相當す此れを持分臺帳に計上せられたる大正元年度末持分第一期の組合員金六拾四圓五拾八錢第二期の組合員金參拾圓拾六錢(配當金を含む)に比すれば第一期金貳拾圓八拾貳錢貳厘第二期金四圓七拾四錢七厘の差を生ず當時の出資口數は第一期一千〇〇五口第二期一千二百九十六口なれば此金貳萬七千〇七拾八圓貳拾貳錢貳厘となるべし同年以降大正四年度末の持分額は第一期組合員金參拾五圓貳拾六錢四厘第二期組合員金拾參圓八拾錢貳厘にして其差額は第一期金貳圓九拾六錢五厘第二期金五拾錢八厘なりとす之れを當時の第一期組合員の出資口數二千二百七十六口第二期組合員の六百六十一口に乘する時は金七千四百四拾參圓四拾貳錢八厘となるべし此合計金參萬四千貳百貳拾壹圓六拾五錢は貯金利息以上に共同經營の作用により生ぜる所の利益たること

を知らるべし換言すれば前者の金貳萬五千七百餘圓は組合を利用せる所の組合員の利益となり後者の金參萬四千貳百餘圓は一般的に組合員の享受せる所の利益なり畢竟するに通計金六萬餘圓の金額は組合の組織により共同の効果より組合員の獲得せる所の者にして組合なる機關なかりせば悉く第三者の所得に轉屬せるものたること毫も疑ひなしと謂ふべし更に一步を進めて現時に於ける一ケ年間奈何なる數字が組合員を潤はしつゝあるかを示すべし今や定款改正の結果配當制を採用せるを以て出資金に對する利益は直ちに組合員に知了し易きが故に之れを省略し事業より生ずる利益に就き計算すべし即大正四年度末の貸付金總額は金拾貳萬壹千六百參拾餘圓各種貯金七萬七千五百貳拾餘圓にして此の利率の差貸付に於て二分とすれば金貳千四百參拾貳圓貯金に於て一分五厘の差ありとすれば金壹千壹百六拾貳圓となり計金參千五百九拾四圓となるべし此金額は全く取引關係上組合員の利得すべきものたることを知るに足る今中小産者の多數を占むる我組合員の収入額を假定して金參百五拾圓となすも中産者約拾戸分に等しき數字にして又之れを平均百圓と假定するならば小産者約參拾五戸分

に等しき額たるべし若し夫れ農業經濟にして收支相償ふものとするも此數字をば奈何に解釋を與ふるの妥當なるべき農業經營の實狀に鑑み地方農家の數漸減するの現況に對照しなば果して此數字をば奈何なる程度に見解するの至當なるべき此等の數字が實に每年中小産者の二三十戸の收入額に等しきものたることを是認するに於ては蓋し奈何なる感想をか惹起すべき約言すれば本組合の効果は經濟上此等數字の剩餘を生せしめ將さに中小産者二三十戸の收入皆無者を救濟するに等しきものと謂はざるを得ず此れ誠に架空の計算にあらずして事實に於て立證する所なり茲に於て何人にか産業組合の眞價を評騰し得るの資料として時代の要求に應ぜざる緊急なる組織なることを了解せしむべく社會政策上適切なる實例を提示するものと稱すべきのみ

第六章 將來に於ける希望

以上記せる所により本組合が奈何なる沿革を経て奈何なる方法により奈何なる境遇にありやを略々述ぶるを得たり然るに猶將來に向つても其希望の一端を開

陳し其針路を明かにせんとするは組合員に對し或は趣味なきにもあらざるべきを信ずされば平凡なる一二の事項を更に掲記し置かんとす

方今組合の旨趣漸く坊間に瀰漫し其思想の普及せる如しと雖亦或は其真相を誤るものなきにあらず本組合近時此方面に於ける施設を見るに至れるも愈益其必要なるを感ずるものにして努めて訓化の効果を收むべく組合員心得に示せる條項の恪守を希ひ其經濟上の見地よりするも將道德上の點よりするも組合員たる本分を完ふし誠に以て我帝國臣民として忠良なる分子となり各々其分に應じて社會に貢献するところあらんこと此れ希望の第一なり

資金の蓄積せらるゝに伴ひ需用供給の餘裕を示すに至る此れ全く自立の効果に歸すべし畢竟無より有を生せる者の如く克く今日の現勢を致せるものとす宜しく此實驗に鑑み向後益自主自立の精神の發作に待ち共同相助の効果を收め産業發展の基源たるべき資金に於て低利の利率により流通運轉し零碎なる貯金をして無限の財源を生せしめ特殊銀行の夫れに比し決して遜色なきのみならずより以上の利益をば中産以下の者に均霑せしめ産業の發達に貢献して其進運を扶翼

し須く、經濟上に於ける彈力をして益強盛ならしめんこと此れ希望の二なり
 事業の發達に伴ひ事業益の加はるは當然の數なり此の際に於て營利に偏するの
 傾向を抑制し宜しく經費の節約と事務の簡捷とに留意し更に餘力を以て社會公
 徳の問題に向つて解決を與ふべく地方に於ける感化的相互救濟の事業を大成し
 産業組合の副産として其美風の助長を促し風教の興隆を助け道德上に於ける其
 根底を涵養するに至らしめんこと此れ希望の三なり
 持分の増殖するに伴ひ加入金の増嵩となり爲めに新加入者の不便なるより此欠
 點を補足すべく第一期第二期の種別により加入に容易なるべきの途を開きたる
 こと已に二回に及ぶ此れ所謂門戸を開放し普く庶民をして其餘澤に被らしめん
 とせるに外ならず此方法は猶持續して時機に應じて之れを實行することを要し
 益新加入者の便を圖るべく而して亦一面には不徳なる組合員の除斥に就て決し
 て之れを忽かせにすべからざること此れ希望の四なり
 既往に於て已に出資の償還を行ひ且配當制を採用せるも蓋し資金の狀況と加入
 者に便利を與ふる機宜に應じたる措置なりとす故に配當金の多くを望まずして

積立金を重視すべきは勿論にして益基礎の鞏固を圖り再び出資の償還をなすべ
 き時機の到來を期して向上發展し眼前の小利に眩せず永遠に美果を收めしめん
 こと此れ希望の五なり

其他既往に鑑みて克く組合員心得を準繩となし其精神の擴充によりて自ら自治
 の發達を扶翼すべく事業上に於ける猶且改良の餘地だに發見するあらば慎重考
 慮を加へて時代の要求に背かず否毎々先驅となりて時弊を未發に防ぎ専ら其自
 覺を促し此れが目的に向つて邁進するの覺悟こそ必要なるべきを信するなり

第七章 餘論

已に各章に於て記せるに拘らず再び其感想を臚列して以て餘論と稱す蓋し綜合
 的經營に對する結論に過ぎざるなり夫れ組合の實現せる明治貳拾七年に於ける
 當時七名の組合員と金八拾貳錢の集積とに始まり明治貳拾九年其擴大せらるゝ
 に至るも其始め猶五拾貳名の組合員と其當初の集金額六拾七圓餘を得たりしに
 過ぎず明治參拾四年當組合の組織に改まり大に發展せるに及びしも且貳百八拾

参人の組合員と六百口の出資口数を算せるのみ爾來年を重ねる將さに拾有五にして組合員の數は一千五百人に上り出資口數參千口に達せんとす而して一日壹錢の標準を以てせる出資拂込額は太正元年度に於て當初加入せる組合員に出資償還の意味に於て金參萬餘圓を拂戻し猶現今金四萬參千餘圓を有し剩餘金の積立せるもの金四萬六千餘圓に達す其他各種の貯金比年累加して金七萬八千餘圓を計上す此等は全く自主自營の賜によるものにして終始一貫今日に至り殊に貯蓄思想の向上と勤儉の風習とを振起するに於て其効果を奏するを期待し優に地方産業の資本に供給するに足り兒童走卒も能く其存在の意義を熟知せんとするに至る由來農家の負債は其額甚だ多く然も亦世襲的の如く固定し薄利の職業を守りて高歩の利子に倚り之れが支拂に苦しみつゝありしものなり此れ農村衰頹の一原因にして奢侈の弊風と相須つて其甚しきの勢をなせるものと謂ふべし此の間に處して組合組織を見漸く其旨趣の普及するに及んでは人心の變化之れに伴ひ低利の資金を以て舊債償還に利用せらるゝに至り將さに全く高歩の資金を驅逐し去りたるが如し而して此等は直接金融業者に影響せるものゝ如く其反感

を買ひて曩き取引上好得意の如く遇せられたる者も却て同盟して便利を與へざるの狀態を呈せり此現象こそ組合の効果が組合員を擁護せる所の對價と認むるを得べく其變革を興へたるの奈何を推知すべし若し夫れ事業經營の難艱なりしに至つては多く語るに足らず唯誠以て濟往せりと言ふの外あらず此間或は野心家の隙に乗せんとするあり或ひは流言蜚語を放つて中傷を試むるあり或は政争の渦中に投入せんとする者等種々なる事情ありたるも此等の慘禍を蒙むるに至らざりしは想ふに組合思想の普及が能く自覺を助成したるものと謂はざるべからず此の故に組合經營に關して尤も緊要なるものは組合員をして其精神を會得せしむるにあるとなす所以なり想ふに本組合が波瀾曲折に遭遇するや努めて此れを善用し爲めに其惡影響を蒙むるに至らず或は波瀾の度に從ひて精神的に組合の基礎を益鞏固ならしめたるものゝ如し幸にして經營の方針亦大なる過ちもなく着々事業の進運を來し現今貯金者は殆ど全員に及ばし貸付金亦小額の貸付となつて其口數壹千を超ゆるに至る其中小産者の多數により専ら對人信用を以てするに拘はらず未だ嘗て法律の力を藉りて之れが回收をなしたること

なく又未だ些少の金額一口の微と雖欠損に歸せるものなきは蓋當事者苦心の存在する所なりと雖然も亦聊か人意を強するに足るべし殊に零碎の資金は集積せられて茲に拾有餘萬の財團となり地方資金の中軸として否共同金庫としての實を擧げ常に周圍の利率より低き利率により資金供給の任務に服し比較的高歩を以て貯金の便を圖り或は特別貸付の恩典により或は年賦償還の便利により産業の開発を援け家政の困厄を救ひ以て經濟上に於ける福音を傳へ延て風紀の改善に資するに至れるは設立者の苦心慘憺たりし經營の勞も亦以て少しく慰むる所なからんや顧みれば設立首唱者として凡ての規畫經營を以て己れの天職の如く毀譽褒貶をば馬耳東風の如く一難來れば爲めに一段の勇氣を加へて自信の階梯となし事あれば常に非難攻撃の燒點となり波瀾あれば之れと共に浮沈し造次頗沛公共の福利を増進せんとするの確信に殉じて將さに二十餘年克く名利の外に立ちて其樞軸を掌握し來りたる當局者の心事に至つては寧ろ臆測するの限りに非ずとは言へ之れを追懷せば誰か同情に値せずと謂はんかな況や近來の如く指導監督の資すべきものなきの時一面輿論の喚起に努め一面經營の方法を講じつ

自主自營の主義を貫徹し誠意誠心其荒蕪を開拓し其難關を通過し來りたるに於てをや亦定款作製の如きも當時模範定款の制定なく其多くは實驗より得たる所の者主腦となりたるものなりと雖其事實は能く地方人士の注目する所となり全く我に倣ふて設立せらるゝあり或は設立に關する助言者たりしこともあり其他實地の視察に接し音信の便による等枚擧に遑あらずして聊か斯道の擴布にまで及ぼし或は組合設立の機運を促進し或は該發達を助成し以て社會に裨補することを得るに至れるは抑も時勢の推移によるとは云へ亦該事績によりて之れが感化を與へたるものならずとせんや今や本組合茲に拾五周年を迎へ偶々世界未曾有の動亂に際會す今後に於ける經濟上の變遷殆ど豫測すべからずして此れに應ずるの施設誠に忽かせにすべからず茲に於てか亦産業組合の使命に一層の重責を加へたるものと謂はざるべからずして其効果に待つべきもの益多く其責任の大なるを感ずるの情轉々切なるものあるなり諺に曰く百里に行くは九拾里に半ばすと本組合既に茲に至ると雖其前途の猶遼遠なるを思ひ時代の進運に従ひて此れが施設を要すべきもの亦少なからざるべく益徳義と經濟との連鎖を作り

社會問題に好解決を與へて有終の美を濟さんことを期せざるべからず若し夫れ
 其効果の及ぼす所果して經濟上の渦動に堪へて其安固を保ち而して亦弊風の浸
 漸を絶ちて克く美風を維持し所期の目的を貫徹して衆と共に謳歌するに至つて
 は設立者の望みや蓋し亦空しからざるなり

組合員分布状況一覽表

町村名	戸數 比例	組合員	組合員數
吉野村	上、近藤、一色、障子谷、相野、谷、絹	百分ノ九十五以上ノ組合員	五九八人
周南村	六手、血引、尾車、草牛	百分ノ七十以上ノ組合員	一、四三〇人
貞元村	郡、小香	百分ノ四十五以上ノ組合員	三〇〇人
大貫村		百分ノ二十以上ノ組合員	一七一人
佐貫町		百分ノ二十以上ノ組合員	二六八人
飯野村		百分ノ二十以上ノ組合員	四三〇人
計		ナキ大員	二、九三〇人
備考	佐貫町貞元村飯野村ニハ各組合ノ設立アリタルヲ以テ爾後ノ加入者少ナシ		

累年業務成績一覽表 (圓位以下取捨)

其一

年次	組合員數	出資口數	拂込出資金	準備金及積立金	各種貯金	借入金	其他	剩餘金	計
明治三十四年度末	二八二	六〇〇	三、九四四	一	九八一	—	—	一三〇	五、〇五五
明治三十五年度末	三三八	六八四	七、〇〇二	一六五	五、四〇五	—	—	七二〇	一三、二八二
明治三十六年度末	三六七	七五〇	一〇、三五〇	九二	五、七二二	—	—	一、二六六	一八、一三九
明治三十七年度末	四二六	九〇八	一五、七九三	二、四九九	七、九八二	—	—	一、七三四	二七、九六八
明治三十八年度末	四三二	九四八	一九、九〇八	四、三三二	一一、七二二	—	—	二、三四二	三八、一九三
明治三十九年度末	四四五	九八六	二四、二五五	六、六六九	一五、九〇三	—	—	三、一七九	四九、九五六
明治四十年度末	一、一〇三	二、一五八	三五、九四七	九、九三三	一四、九四二	—	—	四、二一九	六四、九五二
明治四十一年度末	一、一三三	二、二〇三	四二、三九六	一三、七九	一四、七二五	—	—	五、四九一	七六、三三二
明治四十二年度末	一、〇九	二、二〇九	四八、七六八	一八、七九	二二、〇三三	—	—	五、九八五	九二、五五五
明治四十三年度末	一、一一〇	二、二七六	五五、二二三	二四、五〇五	二五、三三四	—	—	七、三九八	一〇九、四四〇
明治四十四年度末	一、〇八八	二、二八七	五九、九七一	三〇、九七二	三三、一六七	—	—	七、九二五	一二八、〇三五
大正元年度末	一、〇七九	二、三三八	五七、四五二	三六、五五二	四一、八四四	七、一八六	—	九、〇二七	一五六、〇三八
大正二年度末	一、五〇七	二、九四五	三九、三四四	三九、四五二	五七、三三六	六、三三二	—	六、七三六	一四一、三三一
大正三年度末	一、四四四	二、九五三	四〇、七〇一	四二、三〇一	六七、〇四四	五、五三〇	—	六、三六〇	一六一、九一六
大正四年度末	一、四七六	二、九三七	四一、八八八	四四、二七六	七五、五二二	五、一四二	—	七、二九六	一七三、〇九五
大正五年五月末日	一、五三三	二、九五三	四三、〇四五	四六、五三二	七六、四七五	五、一六八	—	五、一六八	一七三、七六〇

其二

年次	諸貸付金	預ケ金	有價證券	建物什器	聯合會出資其他	現金	合計
明治三十四年度末	四、七五五	—	—	七〇	—	一、〇二五	五、〇五五
明治三十五年度末	九、九二七	二、一六〇	—	七〇	—	一、〇二五	一三、二八二
明治三十六年度末	一六、一一九	一、一五〇	—	七二	—	七九八	一八、一三九
明治三十七年度末	二〇、〇八四	五、六四〇	—	七三	—	二、一七二	二七、九六八
明治三十八年度末	二七、九七二	八、八三五	—	一六八	—	一、一九六	三八、一九三
明治三十九年度末	四〇、二二四	六、九七五	—	一七五	—	二、五六八	四九、九五六
明治四十年度末	五八、二二一	三、三八九	—	一八四	—	三、一四三	六四、九五二
明治四十一年度末	六七、〇〇六	五、九一八	—	一〇八	—	三、二九七	七六、三三一
明治四十二年度末	七二、六八一	九、五八八	—	四三二	—	九、八八三	九二、五六五
明治四十三年度末	九一、六七七	一三、五七八	—	四三二	—	三、七五二	一〇九、四四〇
明治四十四年度末	九八、九九	一七、五〇八	—	四三二	—	五、八四二	一二八、〇三五
大正元年度末	一〇三、六一	三三、八四	—	四三六	—	三、四七四	一五六、〇三六
大正二年度末	一〇二、九八四	二五、二八六	—	四三六	—	三、七八二	一四八、一三一
大正三年度末	一四、〇六六	二七、〇六四	—	五七六	—	一、〇四六	一六一、九一六
大正四年度末	一三、六三〇	三三、〇七三	—	五七七	—	六、七三六	一七三、〇九五
大正五年五月末日	一五、二四四	二〇、七二八	—	五七七	—	八三三	一七三、七六〇

東宮殿下 吉野信用組合積善救濟部累年成績一覽表

年度末基金高	支 出 之 部					收 入 之 部					年 次 種 別		
	計	災厄慰問金	死亡者吊慰金	兵役慰勞金	指定基金積立	基金積立	指定基金積立	臨時寄付金	繰越金	義捐金		預ヶ金利息	指定寄付金
三、〇四五	五、〇四五	一	二、〇〇〇	一八、〇〇〇	一	三、〇四五	六、〇九〇	一	一	空四八〇	六〇	一	明治四十四年
九、一七〇	一七、二五	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二、五〇〇	一	六、四七五	二三、四五二	一、〇四五	一	一〇、八六七五	三、七三二	一	大正元年
一六、五三〇	一八、七六〇	一	三六、〇〇〇	二九、〇〇〇	一	七、三六〇	一四七、五二〇	六、一三〇	一	一五、四八〇	五、七二〇	一	大正二年
二四、九八〇	一八〇、四五〇	一、五〇〇	七二、〇〇〇	二六、五〇〇	二、〇〇〇	七、四四五〇	一八二、四五〇	六、七六〇	二、五四〇	一四〇、一六〇	九、九九〇	二、〇〇〇	大正三年
三〇五、九九〇	一五五、〇一〇	一、五〇〇	六九、〇〇〇	二五、五〇〇	二、〇〇〇	五、七〇一〇	一五五、〇一〇	一	一	一三六、四一〇	一四、六〇〇	二、〇〇〇	大正四年

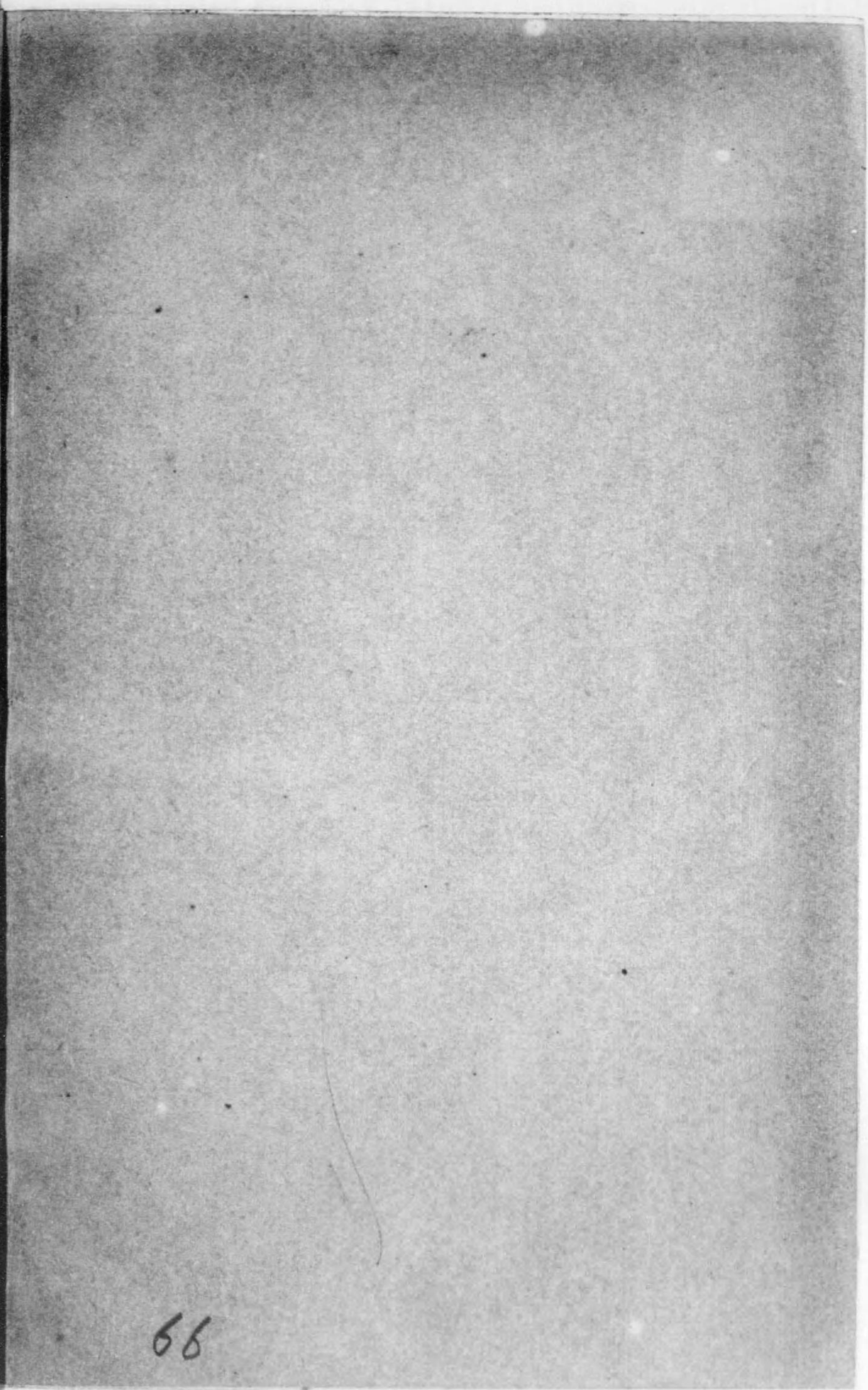
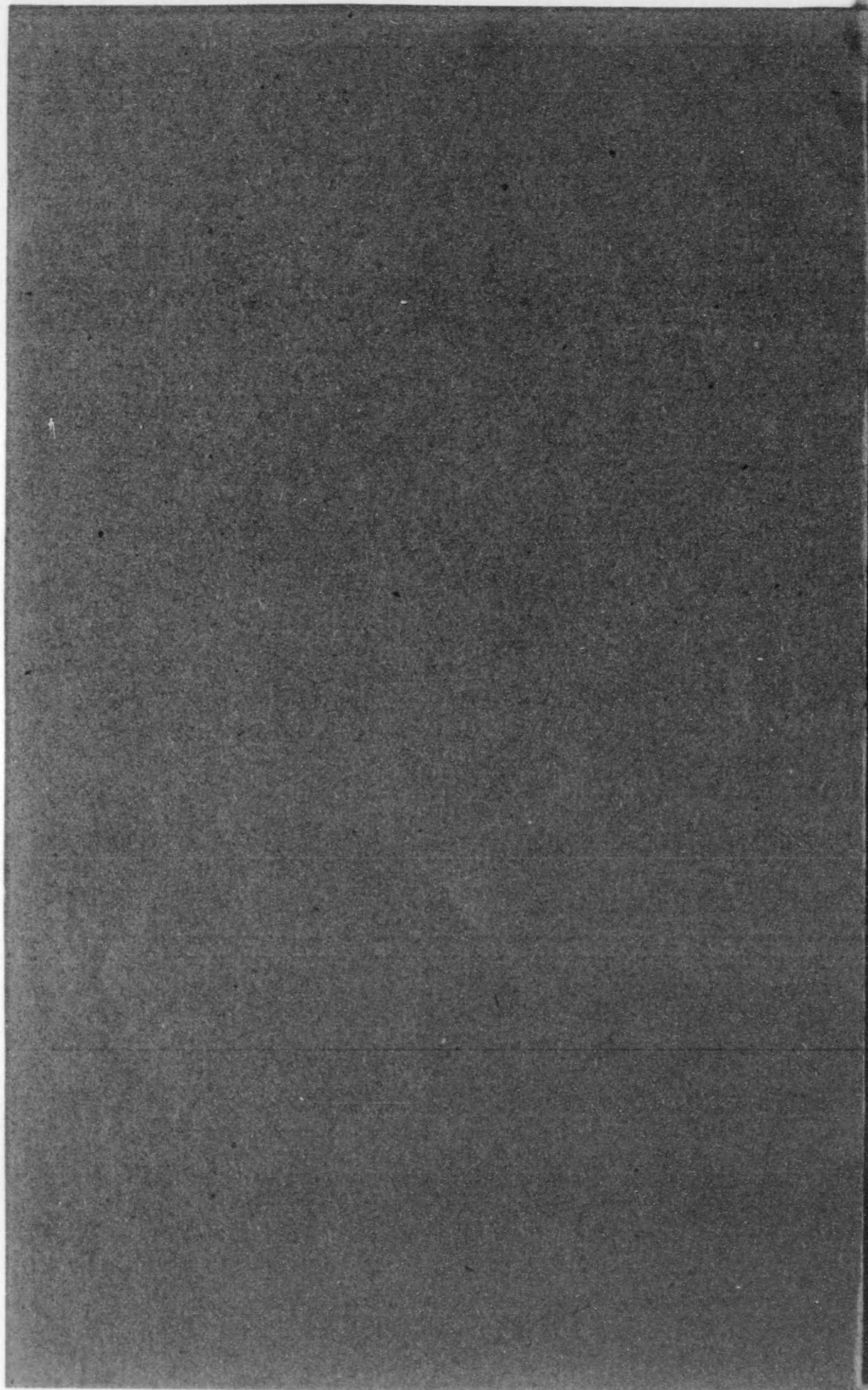
大正五年八月廿五日印刷
大正五年九月一日發行

千葉縣君津郡吉野村絹二百六十三番地
發行者 有限責任吉野信用組合

千葉縣君津郡吉野村一色百貳拾番地
代表者 矢 部 八 彌

千葉縣君津郡木更津町木更津一、三九三番地ノ一
印刷人 小 川 梅 次 郎

千葉縣君津郡木更津町木更津一、三九三番地ノ一
印刷所 太 陽 堂



66

327
/
871

終